

# 第4次 下関市 男女共同参画基本計画



令和3(2021)年2月  
下関市

はじめに

第4次下関市男女共同参画基本計画を公表するにあたり一言ご挨拶申し上げます。



今日、人口減少や少子高齢化の進展により、本市を取り巻く環境はより厳しさを増しています。

また、令和2(2020)年に全世界で流行をした新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても雇用の悪化や、ひとり親世帯を中心に市民の生活の困難さが増しています。

このような状況の中、今まで以上に本市の施策に男女共同参画や女性活躍の視点を取り入れ、様々な問題に対応していく必要があります。

本市では、これまで平成28(2016)年3月に第3次下関市男女共同参画基本計画を策定し、また平成30(2018)年には下関市女性活躍推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現のため様々な施策に取り組んでまいりましたが、今回、令和3(2021)年3月をもって第3次下関市男女共同参画基本計画の期間が終了することから、第4次下関市男女共同参画基本計画を策定いたしました。

この計画を基に、市民の皆様や事業所の皆様との協働により、また、関係機関の皆様とも連携をしながら「希望の街・下関」の実現、そして男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にご協力をいただいた下関市男女共同参画協議会の委員の皆様、また令和元(2019)年度に実施した市民意識調査や事業所アンケートにご協力をいただいた市民の皆様や事業所の皆様にこの場をお借りして心より厚くお礼申し上げます。

令和3(2021)年2月

下関市長 前田 晋太郎



# ◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

- 1 社会情勢等の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 就業状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## 第3章 本市の現状と課題

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進（下関市女性活躍推進計画）11
- 基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・・・15
- 基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現  
（第2次下関市DV対策基本計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

## 第4章 計画の基本的な考え方と基本目標

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

## 第5章 計画の内容（施策の展開）

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
  - 重点項目1 男女共同参画についての理解を深める啓発の推進・・・・・・・・28
  - 重点項目2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・・・30
  - 重点項目3 国際社会に対する理解を深める啓発の推進・・・・・・・・・・32

基本目標Ⅱ	社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)・・・・・・・・・・	33
重点項目1	施策・方針決定過程における男女共同参画の推進・・・・・・・・	33
重点項目2	女性のあらゆる分野における活躍支援・・・・・・・・・・	34
重点項目3	働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・	36
重点項目4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進・・	38
重点項目5	男性の意識と職場環境の改革・・・・・・・・・・	40
重点項目6	女性活躍推進に取り組む企業への支援・・・・・・・・・・	41
基本目標Ⅲ	家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・	42
重点項目1	家庭、地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・	42
重点項目2	安心して生活するための支援の充実・・・・・・・・・・	44
基本目標Ⅳ	男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市DV対策基本計画)・・・・・・・・・・	47
重点項目1	男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進・・・・・・・・	47
重点項目2	相談体制の充実及び被害者の保護・・・・・・・・・・	49
重点項目3	被害者の自立支援・・・・・・・・・・	51
重点項目4	DV対策推進体制の整備・・・・・・・・・・	53

## 第6章 計画の指標

計画の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
-------------------------------	----

## 第7章 計画の推進にあたって

1 推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	56
2 関係機関、市民、関係団体等との連携、協働・・・・・・・・	56
3 計画の進捗状況管理・評価・・・・・・・・・・	56

## 資料編

1 第4次下関市男女共同参画基本計画の策定について・・・・・・・・	57
2 参考数値・・・・・・・・・・・・・・・・	61
3 男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・・・	62
4 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・	76
5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	107

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

平成 11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」が公布・施行され、その後平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」、また平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」が施行され男女共同参画に関する様々な施策が展開されています。

本市においては、平成 28（2016）年 3 月に「第 3 次下関市男女共同参画基本計画」を策定し、また、第 3 次下関市男女共同参画基本計画を一部改訂する形で平成 30 年 11 月に「下関市女性活躍推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に取り組んできました。

また、男女間の暴力についても第 3 次下関市男女共同参画基本計画とともに平成 28（2016）年に第 2 次下関市 DV 対策基本計画を策定し取組を行ってきました。

この度、第 3 次下関市男女共同参画基本計画の計画期間が令和 2（2020）年度で終了することから、計画の進捗状況を把握するとともに、令和元（2019）年度に実施した「下関市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」及び「下関市男女共同参画に関する事業所アンケート（以下、「事業所アンケート」という。）」の結果をもとに見直し及び検証を行い、「第 2 次下関市女性活躍推進計画」及び「第 3 次下関市 DV 対策基本計画」を包含する形で「第 4 次下関市男女共同参画基本計画」を策定しました。

これからも、本計画を推進することにより、人口減少や少子高齢化といった本市を取りまくさまざまな問題に向き合い、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく、「市町村男女共同参画計画」にあたります。

本計画のうち「基本目標Ⅱ」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」を、「基本目標Ⅳ」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」を包含します。

また、本計画は、上位計画である「第 2 次下関市総合計画後期基本計画」における第 3 章第 7 節「男女共同参画の推進」に沿って策定しました。

なお、「第 2 次下関市総合計画後期基本計画」は平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、全会一致で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の理念を念頭に置いて取り組むこととしています。本計画は SDGs の 17 の国際目標の一つ「ジェンダー平等を実現しよう」に該当します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

※男女共同参画に関する用語の説明については、107 ページ以降の「用語解説」にまとめて掲載しています。また、必要に応じて用語の解説（●）や注釈（※）を掲載しています。

## 第2章 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

### 1 社会情勢等の変化

#### (1) 人口の減少

我が国の人口は、人口動態統計によると平成 17（2005）年に初めて自然減に転じ、平成 23（2011）年からは継続して人口が減少するとともに、減少率も大きくなっており、本格的な人口減少社会を迎えています。

また、本市の国勢調査人口は、昭和 55（1980）年をピークに減少傾向にあり、5 年前の平成 27（2015）年と令和 2（2020）年を比較すると 3.5 %減少しています（令和 2 年は 5 月末の住民基本台帳人口）。

全国、本市共に、今後も更なる人口減少が見込まれ、特に若年女性の減少により更なる少子化が懸念されています。人口減少による少子高齢化、生産年齢人口の減少は、労働力の低下、社会保障制度の維持、●インフラの維持・管理、財政の持続等、社会情勢への影響が懸念されています。

【人口及び推計人口（下関市）】

年	総人口（推計人口）	増減率
昭和 50 年	322,300	2.1%
昭和 55 年	325,478	1.0%
昭和 60 年	324,585	△0.3%
平成 2 年	315,643	△2.8%
平成 7 年	310,717	△1.6%
平成 12 年	301,097	△3.1%
平成 17 年	290,693	△3.5%
平成 22 年	280,947	△3.4%
平成 27 年	268,517	△4.4%
令和 2 年	259,032	△3.5%
令和 7 年	240,596	△7.1%
令和 12 年	225,685	△6.2%
令和 17 年	210,671	△6.7%
令和 22 年	195,797	△7.1%

資料：昭和 50 年～平成 27 年 国勢調査

令和 2 年 住民基本台帳人口（5 月末時点）

令和 7 年～ 国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成 30（2018）年発表）

## (2) 少子・高齢化の進展

国勢調査人口の高齢化率の推移を見ると、本市は高い割合で上昇しています。一方、年少人口割合は低下しています。

【高齢、年少人口の割合（下関市）】

年	高齢化率 (65歳以上人口の割合)	年少人口割合 (0～14歳)
平成 7年	19.0	17.6
平成 12年	22.3	15.1
平成 17年	22.5	13.4
平成 22年	28.7	12.6
平成 27年	33.0	11.6

資料：国勢調査

本市の●出生率については、近年横ばいの状況ですが、●合計特殊出生率は、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及びません。

【出生率及び合計特殊出生率（下関市）】

年	出生率	合計特殊出生率
平成 25年	7.0	1.35
平成 26年	6.7	1.33
平成 27年	7.2	1.45
平成 28年	6.6	1.36
平成 29年	6.2	1.34

資料：“For kids”プラン2020  
人口動態調査

### (3) 家族形態の多様化

平成 27 年国勢調査における本市の核家族世帯、単独世帯の割合は過去の調査に比べて上昇しており、世帯の小規模化は更に進んでいます。

【世帯数及び世帯割合の推移（下関市）】

世帯の家族類型	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯（世帯）	115,193	117,744	117,436	118,178	116,298
●一般世帯（世帯）	114,764	117,519	116,041	117,928	115,993
[一世帯当たり人員（人）]	[2.64]	[2.50]	[2.42]	[2.31]	[2.24]
親族世帯（世帯）	84,686	83,755	81,975	79,258	75,618
[一般世帯に占める割合]	[73.8%]	[71.3%]	[70.6%]	[67.2%]	[65.2%]
核家族世帯（世帯）	69,324	69,965	69,542	68,350	66,529
[親族世帯に占める割合]	[81.9%]	[83.5%]	[84.8%]	[86.2%]	[88.0%]
その他の親族世帯（世帯）	15,362	13,790	12,433	10,908	9,089
[親族世帯に占める割合]	[18.1%]	[16.5%]	[15.2%]	[13.8%]	[12.0%]
非親族世帯（世帯）	224	339	439	698	714
[一般世帯に占める割合]	[0.2%]	[0.3%]	[0.4%]	[0.6%]	[0.6%]
単独世帯（世帯）	29,854	33,425	33,627	37,921	39,513
[一般世帯に占める割合]	[26.0%]	[28.4%]	[29.0%]	[32.2%]	[34.1%]
家族類型不詳	0	0	0	51	148

資料：第 3 期下関市地域福祉計画  
国勢調査

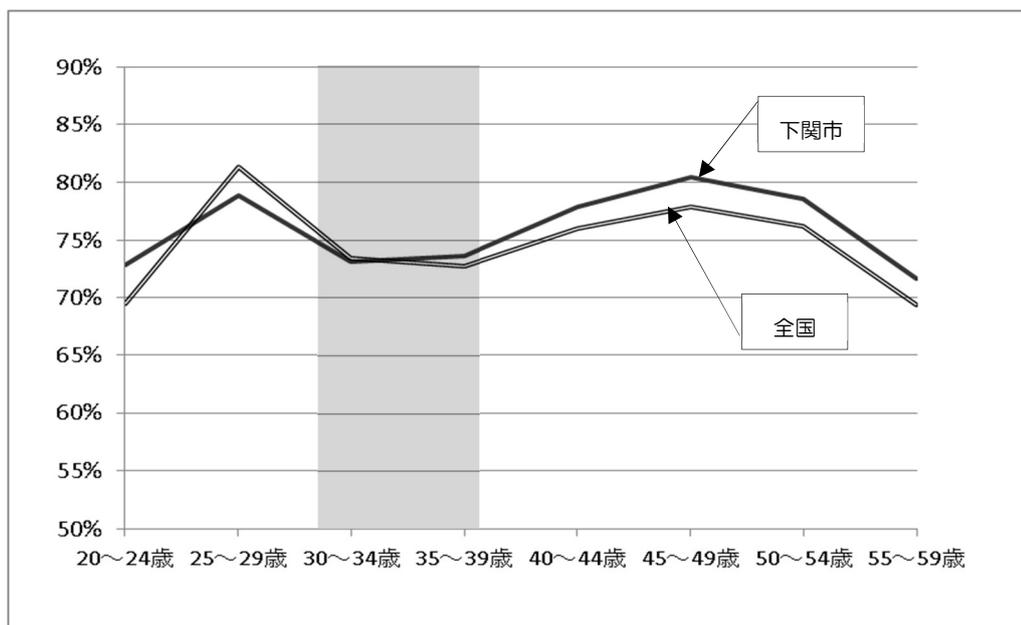
- インフラ：インフラストラクチャーの略であり、道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など産業や生活の基盤として整備される施設。（3 ページ）
- 出生率：一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口 1,000 人当たりの、1 年間の出生児数の割合。（4 ページ）
- 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳女性の、年齢別出生率を合計した指標。1 人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。（4 ページ）
- 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。施設等の世帯を除く世帯。（5 ページ）

## 2 就業状況

### (1) 女性の労働力率

平成 27 年国勢調査における本市の女性の年齢別労働力率は、全国と同様に 30 歳から 39 歳に落ち込む M 字カーブを描いています。これは結婚、出産を機に就業を中断し、子育てが一段落ついて再度就労する傾向が考えられます。

【女性の年齢別労働力率（平成 27 年）】



資料：国勢調査

### (2) 夫婦の就業状況

平成 27 年国勢調査における本市の夫婦がいる一般世帯（18 歳未満の子どもがいる）の、夫・妻ともに就業している割合は 64.0%であり、平成 22 年と比較すると上昇しています。

【夫婦がいる一般世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）の就業状況（下関市）】

区分	平成 22 年	平成 27 年
夫婦がいる一般世帯	18,785	17,255
夫・妻ともに就業している世帯	10,718	10,807
夫婦がいる一般世帯に占める割合	58.0%	64.0%

※平成 27 年夫婦がいる一般世帯に占める割合は、就業状況不詳を除く。

資料：“For kids” プラン 2020  
国勢調査

## 第3章 本市の現状と課題

本市の現状と課題について、平成28(2016)～令和2(2020)年度を期間とする第3次下関市男女共同参画基本計画(以下、「第3次計画」という。)の基本目標ごとに考察していきます。

※第3章の図表は、脚注が無いものは全て令和元年度に実施した市民意識調査の結果です。  
※小数第二位を四捨五入した結果、合計が必ずしも100%にならない場合があります。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発

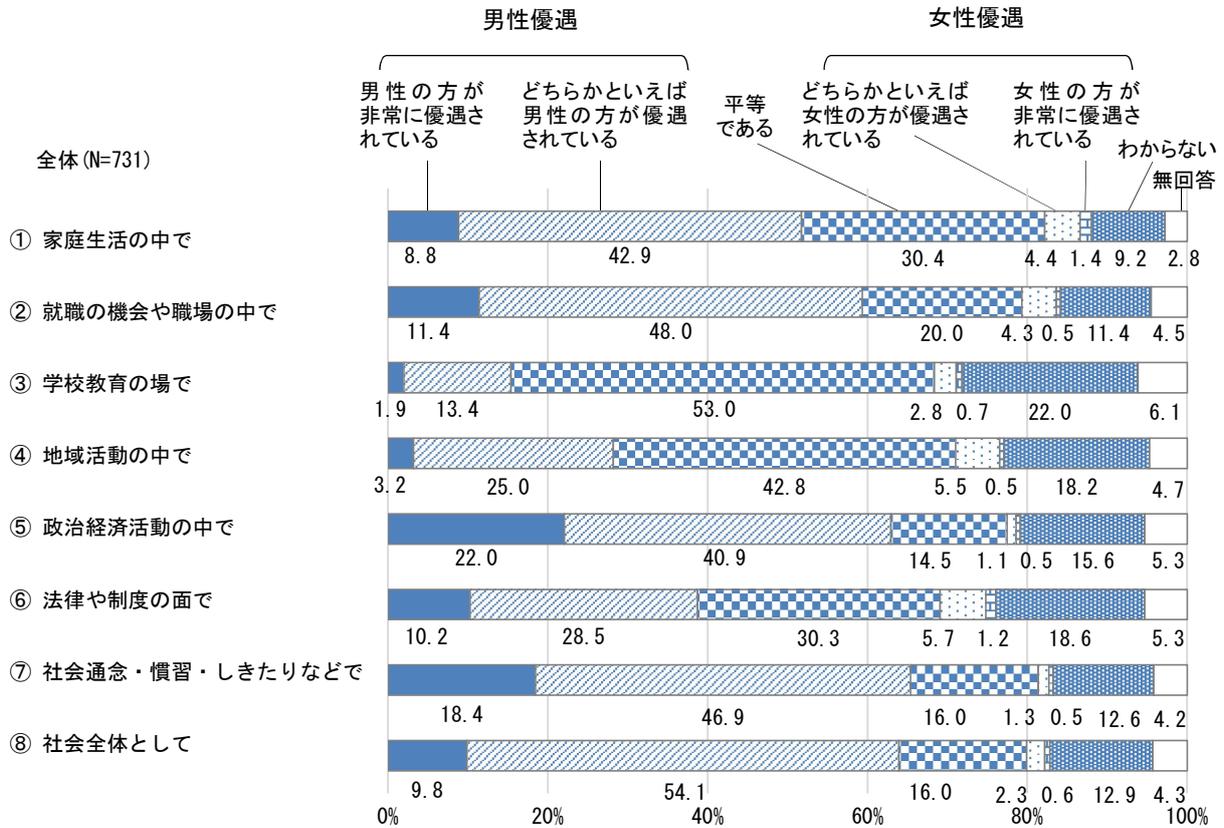
#### 重点項目1 男女共同参画についての理解を深める啓発の推進

第3次計画期間中、講演会や講座の開催等により意識啓発を進めてきましたが、令和元年度に実施した市民意識調査によると、「男女共同参画社会」の言葉の認知度は49.0%と5年前の49.8%とほぼ横ばいであり、依然として5割に達していません。また、男女の地位の平等感について「平等」との回答は社会全体においては16.0%と5年前の18.3%より低くなっており、第3次計画の成果目標を達成できていません。

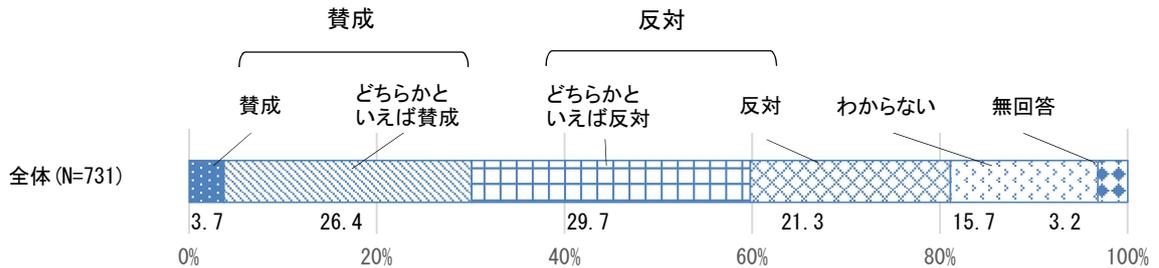
また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、5割以上の市民が反対と考えているものの、依然として約3割の市民が賛成との考えを持っており、性別による役割分担意識は根強く残っているといえます。

男女があらゆる分野で平等になるために大切なこととして、「女性をとりまく様々な社会通念・慣習・しきたりを改めること」との回答が53.3%と高く、今後市民全体への意識の浸透を行うために、より効果的な啓発活動を行う必要があります。

### 【各分野における男女の平等感について】



### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



## 重点項目2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

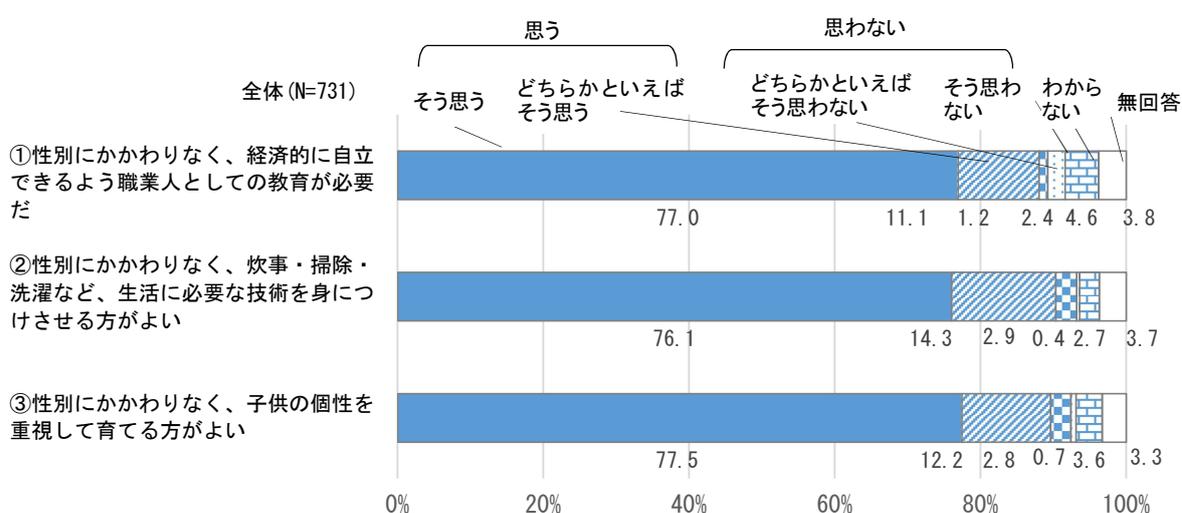
市民意識調査によると、学校教育の場においては、「平等」との回答が53%と、5年前の調査とほぼ横ばいですが、他の分野に比べて割合が高くなっています。

また、男女共同参画社会を実現するために教育の場で大切だと思うことについての問いに対しては、「互いの良さを理解し異性を思いやる心を育てる教育を充実する」ことが重要との回答が66.7%、「心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を充実する」との回答が59.2%ありました。

また、子どもの教育については、回答の9割近くが、性別にかかわらず、「経済的に自立できること」、「生活に必要な技術を身につけること」、「個性を重視して育てること」がよいと考えています。

そのため、今後も学校教育の場を含め、あらゆる教育の場で、性別にかかわらず、個性を尊重し、社会や家庭生活などで活躍するための必要な能力を身につける教育を推進することが必要です。

【子どもの教育について】



### 重点項目3 国際社会に対する理解を深める啓発の推進

平成27(2015)年9月の国連サミットで、全会一致でSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、17の国際目標の一つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

しかしながら、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)2020においては、日本の総合順位は153か国中121位と、他の国々と比較して依然として男女の格差が大きいのが実情です(経済分野115位、政治分野144位、教育分野91位、健康分野40位)。

本市は、世界の5都市と●姉妹友好都市の盟約を結んでおり、また多くの外国人が本市を訪問し、市民レベルでの交流の場が広がっています。そのため、市民一人ひとりが国際的な女性の地位向上に係る動きを理解し、国際交流活動の中で、男女が共に能力を発揮し、活躍できる取組を推進していくために、必要な情報提供や啓発を行う必要があります。

【GGI(2020)上位国及び主な国の順位】

順位	国名	スコア	順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877	15	フランス	0.781
2	ノルウェー	0.842	19	カナダ	0.772
3	フィンランド	0.832	21	英国	0.767
4	スウェーデン	0.820	53	米国	0.724
5	ニカラグア	0.804	76	イタリア	0.707
6	ニュージーランド	0.799	81	ロシア	0.706
7	アイルランド	0.798	106	中国	0.676
8	スペイン	0.795	108	韓国	0.672
9	ルワンダ	0.791	121	日本	0.652
10	ドイツ	0.787			

資料：内閣府男女共同参画局

Global Gender Gap Report 2020

●本市の姉妹友好都市：サントス市、イスタンブール市、釜山広域市、青島市、ピッツバーグ市の5都市(締結順)。

## 基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (下関市女性活躍推進計画)

### 重点項目1 施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

本市の行政委員会及び法令・条例設置の審議会委員の女性委員の割合は令和2(2020)年4月1日現在で31.0%であり、第3次計画の目標値35%には達していません。

市民意識調査によると、方針決定の場への女性の登用が必要と考えている割合が17.6%であり、5年前の9.4%から大きく割合が増えています。

今後は今まで以上に市の審議会等に女性の参画を推進する取組が必要です。

#### 【行政委員会及び法令・条例設置の審議会等への女性の登用状況(下関市)】

区分	審議会等委員			審議会等の数		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数	女性参画 数	女性参画 割合(%)
平成27年	1,132	348	30.7	67	57	85.1
平成28年	1,098	335	30.5	67	54	80.6
平成29年	1,132	340	30.0	70	57	81.4
平成30年	1,070	317	29.6	66	52	78.8
令和 元年	1,065	313	29.4	65	48	73.8
令和 2年	1,024	317	31.0	63	49	77.8

資料：市民部人権・男女共同参画課

### 重点項目2 女性のあらゆる分野における活躍支援

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、20歳の女性の83%が反対との回答をしており、「女性は、結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ方がよい」との回答が48.5%を占め、5年前より10ポイント上昇しています。

他方で、地域活動の場においては、「団体の会長に男性がつき、女性は補助的役職につく慣行がある」との回答の割合が29.6%となっており、また、「女性は役員などの責任のある仕事につきたがらない」との回答が21.3%となっています。

そのため、働くことを希望する女性が就労の場で活躍できる取組を行うとともに、まちづくりや防災の場においても女性の視点を取り入れ、活躍の場を広げる取組が必要です。

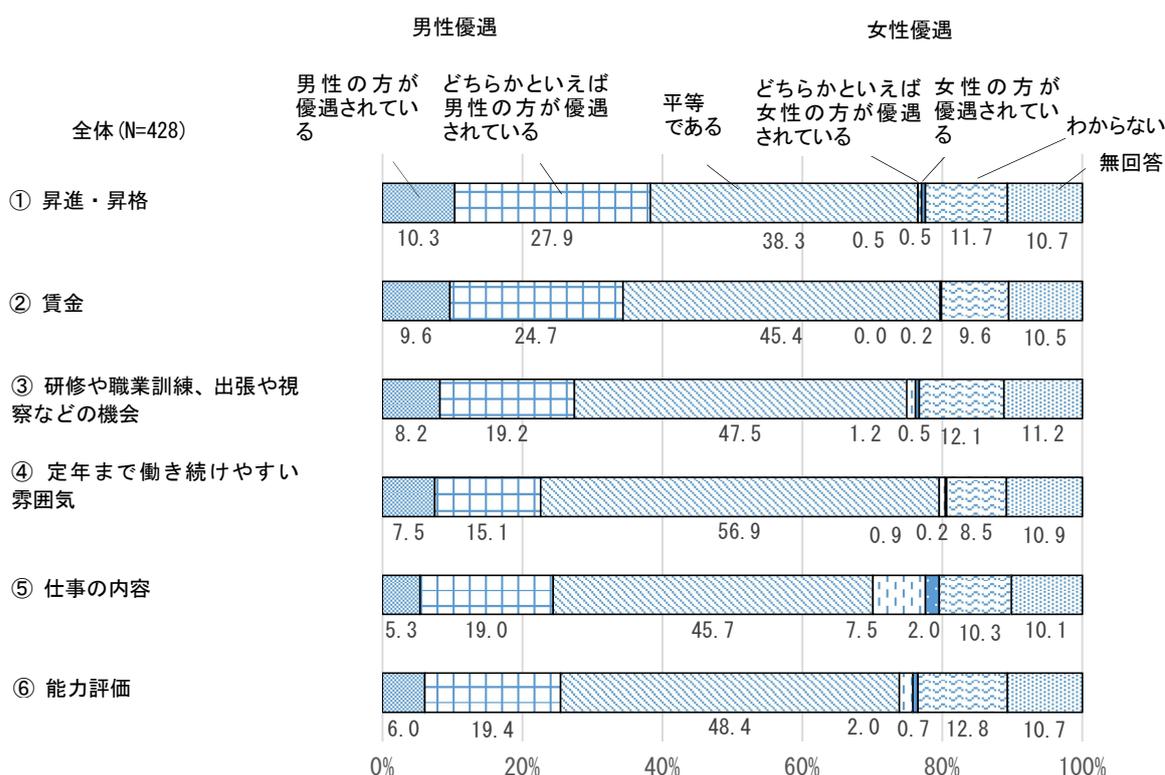
### 重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

市民意識調査によると、「就職の機会や職場の中」で平等と感じている割合は20.0%と低く、また、就労している人の職場での平等感については、「平等である」との回答が「昇進・昇格」を除き4割を超えていますが、女性よりも男性が優遇されている割合の方がいずれの項目でも高くなっています。

男女の均等な待遇と機会の確保のために、今後も関係機関と連携を図るとともに事業者に向けた啓発を推進し、女性の活躍を支援する取組が必要です。

また、農林水産業等の就労の場においても同様に取り組んで行く必要があります。

#### 【職場での平等感について】



#### 重点項目4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

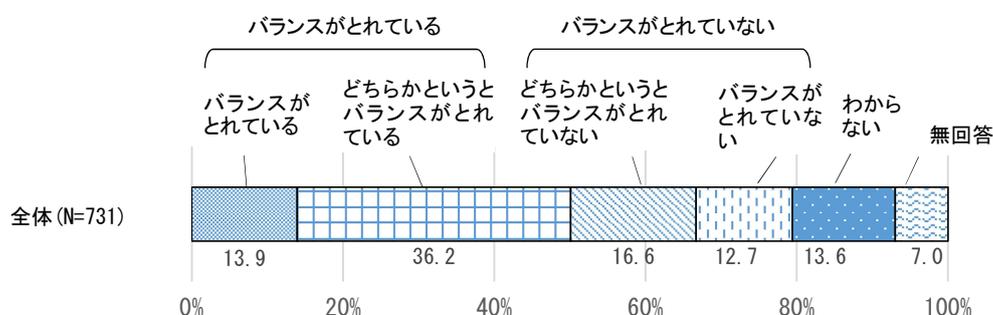
市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランスがとれていない」との回答が約3割を占めています。また、「仕事とそれ以外の生活を両立したい」と希望する割合が48.3%である一方、「両立できている」との回答の割合が30.9%に留まっています。

本市では、平成30（2018）年3月に●「第七次下関市いきいきシルバープラン」を、令和2（2020）年3月に●「“For kids”プラン2020」を策定し、介護や育児への取組を進めています。

男女が家事、育児、介護等の家庭生活における責任を果たしながら、安心して働けるよう、保育サービスや介護サービスを充実し、職場における男女の均等な取扱いについての企業への働きかけなどを市が引き続き行っていく必要があります。

また、令和2（2020）年に世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症を受け、従来の働き方の見直しや新しい生活様式が求められるようになりました。在宅勤務に代表される勤務形態が今後も社会に根付き、ワーク・ライフ・バランスの推進につながるよう取り組んでいく必要があります。

【仕事と生活の調和について】



- 第七次下関市いきいきシルバープラン：老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」で構成。なお、第八次下関市いきいきシルバープランは令和3（2021）年2月策定。
- “For Kids”プラン2020：子ども子育て支援法第61条第1項に基づく「下関市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「下関市次世代育成支援行動計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「下関市ひとり親家庭等自立促進計画」で構成。

## 重点項目5 男性の意識と職場環境の改革

市民意識調査によると、女性が自身の能力を発揮していきいきと働くためには「お茶くみ、コピーとりなど補助的な仕事は、男女の区別なく行う」との回答が48.8%、「短時間勤務制度など柔軟な勤務制度を整備し、地域活動や家庭生活などの時間を確保できる仕組みをつくる」との回答が48.5%でした。

また、「管理職にある者が、女性が活躍できるように支援を行う」との回答が46.2%あり、経営者や管理職の職場における女性活躍推進への取組が強く求められています。

また、女性が働き続ける上での問題点として、「家事や子育て、介護との両立が難しい」との回答が78.1%ありました。

一方、令和元（2019）年度に実施した事業所アンケートによると、育児休業の規定がある事業所が87.4%、介護休業の規定がある事業所が82.5%ありました。また、働きやすい環境づくりのための取組として、「有給休暇取得の促進」との回答の割合が88.3%、「業務の効率化について、各部所等で検討」が72.8%あり、市内の事業所では女性の活躍に向けた様々な取組が行われていることがうかがわれます。

そのため、市内事業所の取組事例を広く紹介することにより、様々な事業所でワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性が活躍できる取組の輪が広がっていくよう啓発を行う必要があります。

## 重点項目6 女性活躍推進に取り組む企業への支援

事業所アンケートによると、「性別に関係なく、業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修の機会を与えている」との回答が90.3%、「女性の採用及び登用を行っている」との回答が79.6%と非常に高く、女性の活躍に取り組む事業所の割合が高いことがうかがわれます。

一方、市民意識調査によると、女性が働き続けられるようにするために本市に望むことについて「職場における男女の均等な取扱いについて企業に働きかけること」との回答が33.0%、「女性の活躍推進に取り組む事業所への支援を行うこと」との回答が22.6%ありました。

本市として、職場における管理職の意識を改革するための取組を行うとともに、事業所が女性の活躍推進に取り組みやすいよう支援を行う必要があります。

## 基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

### 重点項目1 家庭、地域における男女共同参画の推進

子どもの教育については、回答の9割近くが、性別にかかわらず、「経済的に自立できること」、「生活に必要な技術を身につけること」、「個性を重視して育てること」がよいとなっており、子どもの教育段階から男女共同参画に関する取組が求められています。

また、高齢者介護においては「夫や息子など男性も分担すべき」との回答が55.2%を占めており、家庭生活における男女共同参画の推進を引き続き行う必要があります。

地域活動については、本市では●下関市市民協働参画条例を制定し、市民と行政、市民と市民における共同関係の構築と●パートナーシップの確立に向けた取組を行っています。

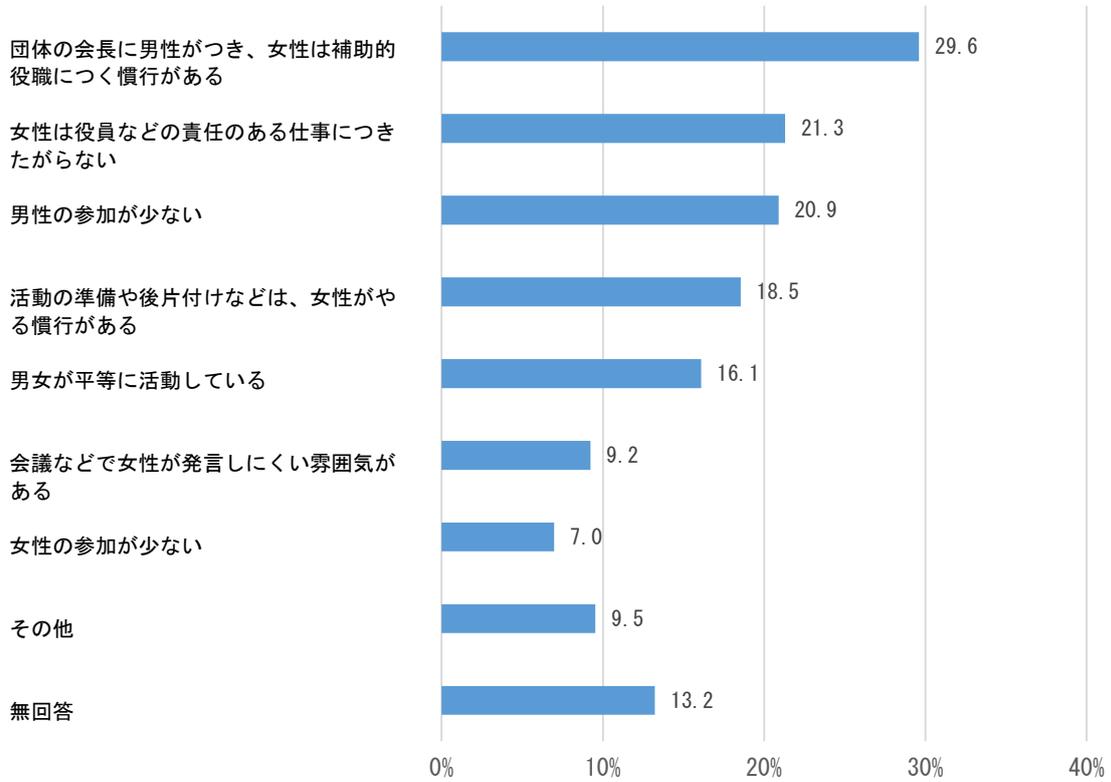
その中で、市民意識調査によると、地域活動の中で男女の地位の平等感について、「平等」との認識が42.8%となっており、依然として5割に達していません。また、「団体の会長に男性がつき、女性は補助的役割につく慣行がある」との回答が29.6%である一方、「男性の参加が少ない」との回答が20.9%ありました。

地域活動における男女共同参画を推進し、活力ある地域社会を形成するために、本市として男女の多様な視点が活かされ、ともに地域の様々な活動に参画できるよう支援が必要です。

- 下関市市民協働参画条例：市民と行政が協働して市政の発展を図るため、市民参加の基本的な事柄を定め、市民参画のあり方を明確に位置付けた条例。平成17（2005）年2月13日施行。
- パートナーシップ：協働を実現するための友好的な協力関係。

## 【地域活動の現状について】

全体 (N=731)

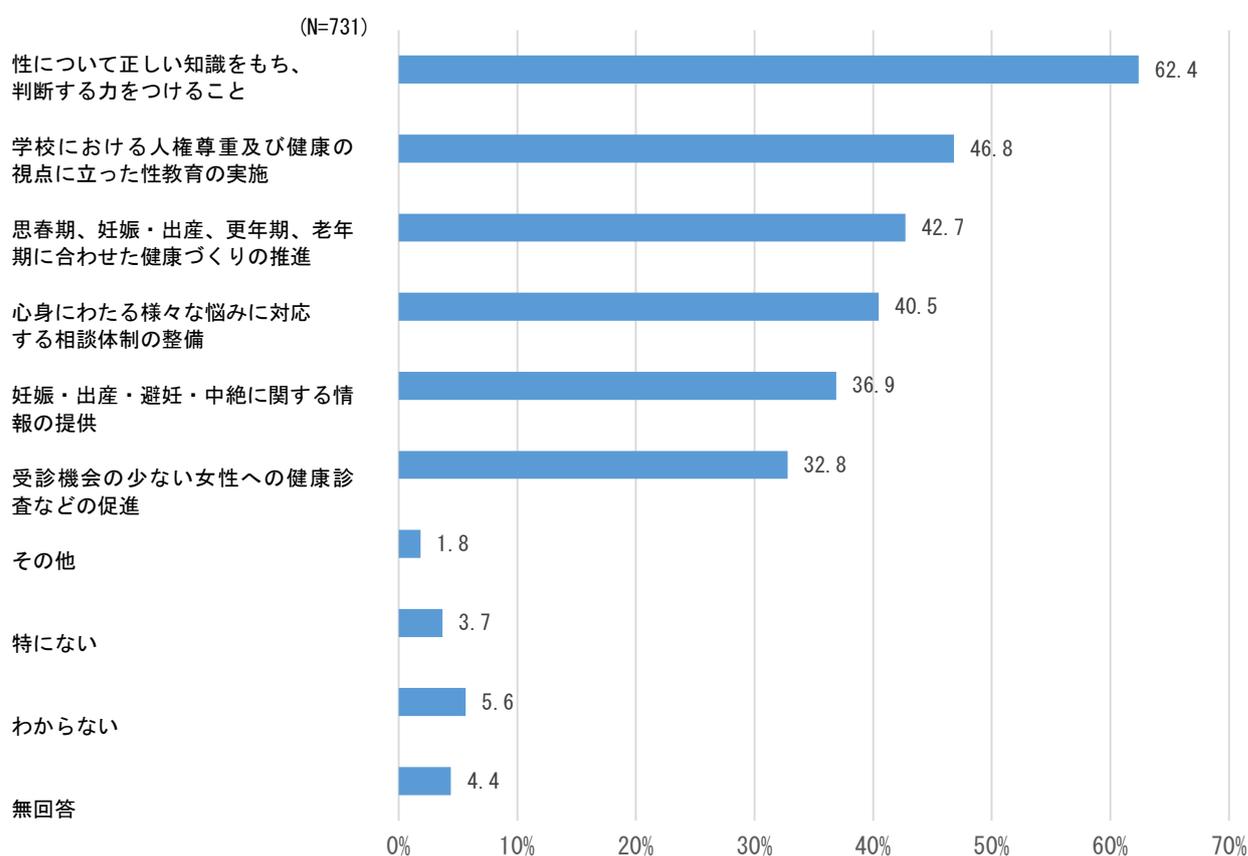


## 重点項目2 安心して生活するための支援の充実

市民意識調査によると、男女がお互いの心身を理解し、生涯にわたって健康であるために大切であることについて、「性について正しい知識をもち、判断する力をつけること」との回答が62.4%、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が46.8%など、どの項目も回答の割合が高くなっています。

男女共同参画を推進するにあたり、男女がお互いの身体的性差を理解し、尊重する意識の浸透を図るとともに、子どもを安心して産み、育てることができるよう支援を行うことが必要です。

### 【男女が互いの心身を理解し、生涯にわたって健康であるために大切であること】



## 基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第2次下関市DV対策基本計画)

### 重点項目1 男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進

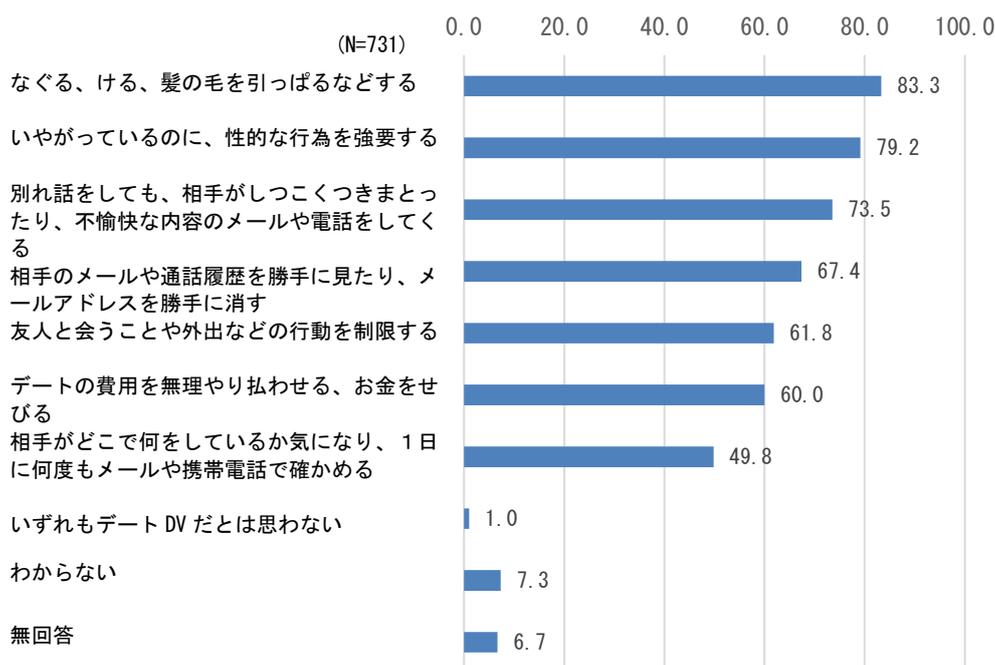
本市においては、DV防止講座等の開催により、DV防止に関する様々な啓発を行ってきました。しかしながら、市民意識調査によると、「どんな場合でも暴力にあたる」との回答の割合は、「平手で打つ」については69.7%、「足でける」が78.8%、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」が86.6%となっており、依然として2割から3割の市民が暴力として認識していません。

また、デートDVに関しても、いずれの問いに対しても100%には届いておらず、DVであるとの認識が十分であるとはいえません。また、DVには身体的なものだけではなく、精神的なものや性的なものも含まれていますが、認識が十分であるとはいえません。そのため、男女間の暴力を防止するためには、すべての市民が、DVやデートDVについて理解し、防止するための効果的な啓発を引き続き行う必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、「受けたことがある」との回答の割合が7.6%と、5年前と変わっておらず、引き続きセクシュアル・ハラスメントに関する啓発を行う必要があります。また、併せてその他の様々なハラスメントに関する啓発を行う必要があります。

※本計画は同性のカップル間の暴力を含みます。

#### 【デートDVだと思う行為】



## 重点項目2 相談体制の充実及び被害者の保護

本市においては DV に関する相談窓口の情報提供を行うとともに、相談体制の充実、被害者の安全確保や自立に関する支援を行ってきました。しかしながら依然として毎年度 100 件を超える相談を受け付けているのが現状です。

市民意識調査によると、配偶者やパートナーから身体的な暴力を受けたことがある割合は 4.5%、精神的な暴力は 4.4%、性的な暴力は 1.5%となっています。

しかしながら、「どこにも相談しなかった」との回答は 38.8%であり、その理由として「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」との回答が 29.0%ありました。一方で DV を受けたことにより「心身に不調をきたした」との回答が 31.8%、「被害を受けたときの感覚がよみがえる」が 27.6%あり、被害者の保護に取り組むことが必要です。

【DV に関する相談件数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
下関市（件） （延べ件数）	207	160	129	110

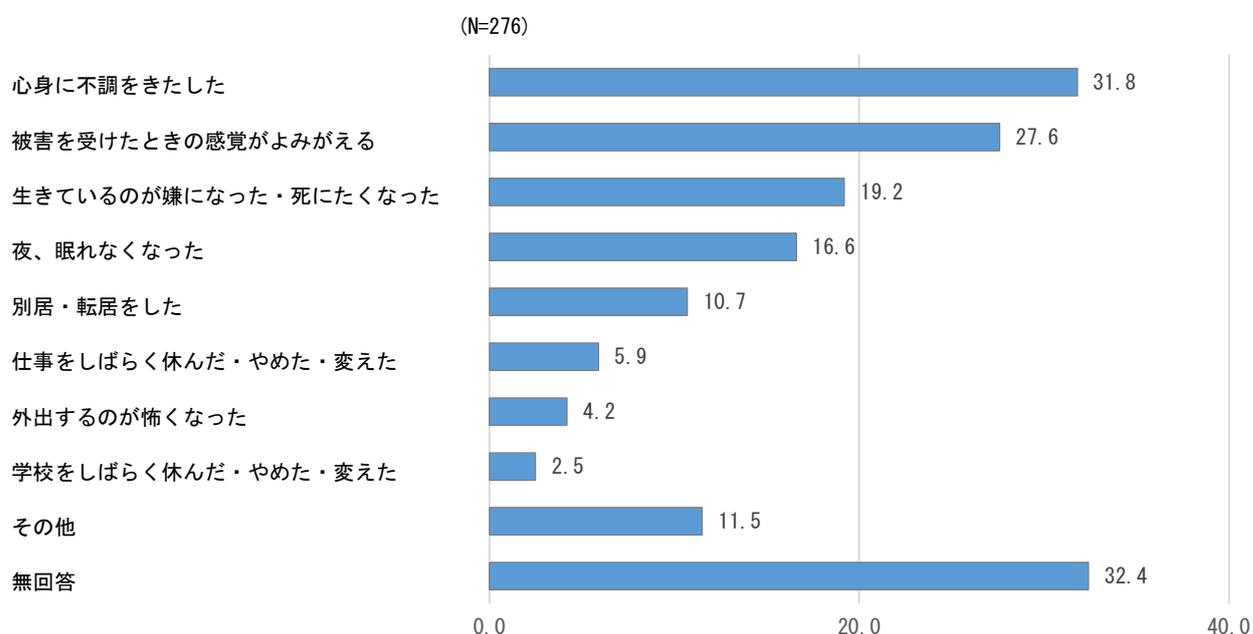
資料：福祉部福祉政策課

### 重点項目3 被害者の自立支援

市民意識調査によると、DVを受けたことにより、「別居・転居をした」との回答が10.7%、「仕事をしばらく休んだ・やめた・変えた」が5.9%、「学校をしばらく休んだ・やめた・変えた」が2.5%となっており、日常生活に大きな影響を受けていることが分かります。

そのためDV被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係機関や関係部署と連携し、被害者の自立支援に向けた取組が必要です。

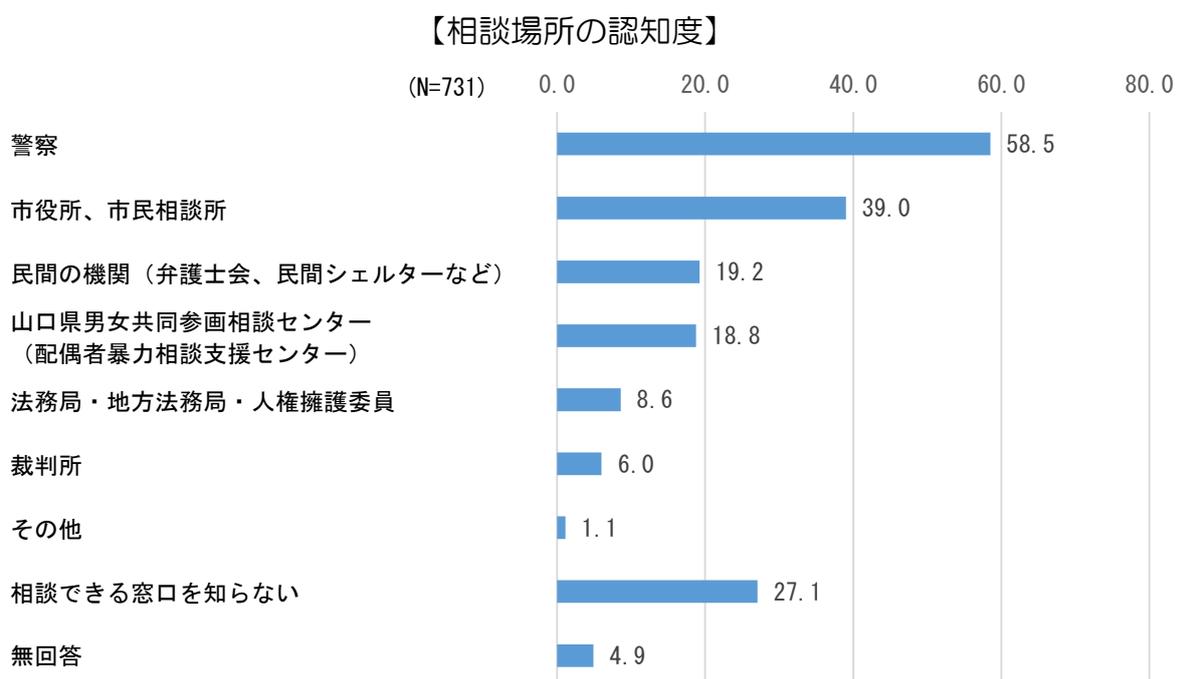
#### 【DVを受けたことによる生活への影響・変化】



#### 重点項目4 DV 対策推進体制の整備

市民意識調査によると、DV を受けたときの相談先として、「警察」との回答が 58.5%、「市役所、市民相談所」が 39.0%である一方、「相談できる窓口を知らない」との回答が 27.1%あり、相談場所が十分に認知されているとは言えません。

そのため相談窓口の周知を図るとともに、関係機関や関係部署と連携強化を図る必要があります。



## 第4章 計画の基本的な考え方と基本目標

### 1 計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法にうたわれている「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成」を基本理念とします。

この理念に基づき、市民の理解と協働による取組のもと、一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に自立し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、個人の能力を活かして活躍することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2 基本目標

基本理念に基づき、施策を展開するため次の基本目標を定めます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発

男女が個人として尊重され、自らの意思によってあらゆる活動に参画することができる社会を実現することが求められています。そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての認識を持ち、理解を深めることにより、お互いを尊重し合うとともに参画するための意識や能力を高め合うことが必要です。このことが、全ての市民が暮らしやすい社会の形成につながります。

男女共同参画に関する理解を深めるため、性別に関係なく、また幅広い年齢層を対象とした、親しみやすくわかりやすい意識啓発を推進します。

また、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考えて主体的に社会のあらゆる分野に参画していくための教育・学習機会の充実を図ります。

さらに、●グローバル化により、定住外国人の増加や企業の国際進出が進む中、性別や国籍にかかわらず、お互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、国際的な男女共同参画の動向について、市民への情報提供を行います。

- グローバル化：国家などの境界を越えて広がり、一体化していくこと。特に、経済活動や物の考え方などが世界規模に拡大する事態。

## 基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)

男女が共に暮らしやすい社会を実現するためには、女性が、あらゆる分野で自らの能力を発揮し、活躍するための基盤を整備することが重要となっています。

政治、職場、地域などのあらゆる分野における意思決定過程へ男女が対等に参画することにより、多様な視点や市民の様々な立場を考慮した施策や方針を立案・実行し、男女が共に参画して活躍するための基盤づくりを進めます。

さらに、下関市が推進する●「住民自治によるまちづくり」や、東日本大震災等の教訓を踏まえた地域の防災活動においても女性が活躍できるよう支援を行います。雇用の分野においては、男女の均等な機会や待遇が確保されることや、男女間の格差をなくすためのポジティブ・アクションの推進等、雇用環境の整備を進めます。

また、男女が仕事と家庭生活、地域生活、その他の活動をバランスよく選択し、豊かな生活を送ることができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての意義や働き方の見直しについての啓発を図るとともに、両立支援のための子育て支援や介護サービス等の充実を図ります。

なお、基本計画Ⅱには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいた「第2次下関市女性活躍推進計画」を包含し、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう積極的に支援するための取組を推進します。

- 住民自治によるまちづくり：市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくり。現在、住民自治を重視し、住民や地域コミュニティ、NPO、その他が協働し、多様な主体によって課題を発見、解決していく仕組みや、行政と住民の相互連携による地域力を創造する仕組みづくりに取り組んでいる。平成27(2015)年に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」施行。

### 基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

活力ある地域社会を創るためには、男女が家庭や地域活動などにおいて、対等な立場で参画し、個性や能力を活かして活躍するとともに、安心して生活することができる環境を整備することが求められています。

家庭や地域において、男女が共に責任を分かち合いながら、家事や育児、介護、地域活動に参画するとともに、子どもたちが家庭において男女平等の意識や家族を大切に思う気持ちを育み、幸せに成長できるよう、男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実を図ります。

また、男女の心身の健康への支援とともに、多様なライフスタイルに対応した自立支援など、男女が共に地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市DV対策基本計画)

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、市民一人ひとりの人権の擁護と男女平等の実現を阻害するものです。

男女間の暴力を根絶するため、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに被害者への支援を行います。

なお、基本目標Ⅳには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づいた「第3次下関市DV対策基本計画」を包含し、配偶者等からの暴力の予防と被害からの回復のための取組の推進など、暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。

### 3 計画の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発	
重点項目1	男女共同参画についての理解を深める啓発の推進
	(1) 男女共同参画を推進するための広報・啓発の充実
	(2) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実
重点項目2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
	(2) あらゆる分野で活躍するための教育・学習機会の充実
重点項目3	国際社会に対する理解を深める啓発の推進
	(1) 国際社会における取組の情報収集・提供の充実
	(2) 国際交流・協力の推進

基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)	
重点項目1	施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
	(1) 市の施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
	(2) 事業者や各種団体等の方針決定過程における女性の参画推進
重点項目2	女性のあらゆる分野における活躍支援
	(1) 女性のチャレンジ支援の充実
	(2) まちづくりにおける男女共同参画の推進
	(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
重点項目3	働く場における男女共同参画の推進
	(1) 職場における雇用や待遇に関する啓発の推進
	(2) 農林水産業等における男女共同参画の推進
重点項目4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進
	(2) 子育て支援・介護支援の充実
重点項目5	男性の意識と職場環境の改革
	(1) 経営者や管理職の意識改革の推進
	(2) 男性の意識改革の推進
重点項目6	女性活躍推進に取り組む企業への支援
	(1) 公共調達を通じた女性の活躍推進

基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進	
重点項目1	家庭、地域における男女共同参画の推進
	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進
	(2) 地域活動における男女共同参画の推進
重点項目2	安心して生活するための支援の充実
	(1) 男女がお互いの心身を理解し尊重する取組の推進
	(2) 妊娠・出産等に関する健康支援の充実
	(3) 多様なライフスタイルに対応した男女の自立支援の推進

基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市DV対策基本計画)	
重点項目1	男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進
	(1) DV防止に向けた啓発の充実
	(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	(3) その他の男女間における暴力防止対策の推進
重点項目2	相談体制の充実及び被害者の保護
	(1) 相談窓口の周知の強化
	(2) 相談体制の充実
	(3) 被害者の安全確保
	(4) 被害者等にかかる情報管理の徹底
重点項目3	被害者の自立支援
	(1) 被害者の自立に向けた各種情報の提供
	(2) 被害者の自立に向けた各種生活支援
重点項目4	DV対策推進体制の整備
	(1) 関係部署、関係機関等との連携強化
	(2) 民間支援団体との連携強化

## 第5章 計画の内容（施策の展開）

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発

#### 重点項目1 男女共同参画についての理解を深める啓発の推進

##### （1）男女共同参画を推進するための広報・啓発の充実

男女共同参画に関する市民の認識や理解を深め、家庭、地域、職場等様々な分野において性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するとともに、男女共同参画の視点に立った活動や行動につながるよう、あらゆる年齢層の男女に対し、より効果的に親しみやすく分かりやすい広報・啓発活動を積極的に推進します。

特に、夫、父親、企業の経営者、管理職等の立場にある男性の意識改革や、男性が家事や育児等に参画することに対する周囲の理解を促すための啓発に努めます。

また、男女共同参画に関する様々な分野の図書を整備し、市民への貸出しを行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①講演会、講座等により、男性や若い世代を含むあらゆる層への意識啓発を行う。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係課	継続
②男女共同参画の視点に配慮した生涯学習、社会教育活動による啓発を行う。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係課	拡充
③男女共同参画週間等を中心とした啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
④男女共同参画の視点に配慮した市広報や刊行物を作成する。	広報戦略課 関係課	継続
⑤男女共同参画に関する図書・資料を整備し、閲覧・貸出しを行う。	人権・男女共同参画課	継続

(2) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実

男女共同参画に関して、市民や事業所の状況を客観的に把握するための調査やアンケートを実施し、男女別・年代別等のデータを分析し公表するとともに、市の施策へ反映します。

また、男女共同参画協議会を開催し、男女共同参画基本計画に係る意見を施策に反映し、実施状況について、市民に公表します。

具体的取組	所管課	実施区分
①市民、事業者等を対象として、男女共同参画に関する意識や実態についての調査を行う。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施</li> <li>・事業者・団体対象の男女共同参画に関する取組についての調査の実施</li> </ul>	人権・男女共同参画課	継続
②男女共同参画基本計画に係る施策の実施状況について、ホームページ等で公表する。	人権・男女共同参画課	継続
③女性の活躍推進に係る国・県の動向や取組について情報収集し、市民へ提供する。	人権・男女共同参画課	継続
④男女共同参画センターの設置について、他市の状況を調査し、研究を行う。	人権・男女共同参画課	新規

## 重点項目2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どもの頃から、一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人を尊重し、男女共同参画の理念を理解できる教育の充実を図ります。また、子どもたちが各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた●キャリア教育を推進します。

そのため、教職員や保育士等が、男女共同参画の理念を理解し、子どもたちへ浸透させることができるよう、研修等の取組を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①各学校において、男女共同参画に関する教育を行う。	教育研修課	継続
②性別にとらわれない進路指導及び相談体制を構築し、キャリア教育の充実を図る。	学校教育課 教育研修課	継続
③教職員・保育士等に対する研修を実施する。	幼児保育課 教育研修課	継続

●キャリア教育：子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

(2) あらゆる分野で活躍するための教育・学習機会の充実

性別にかかわらず自分自身の生き方を主体的に選択でき、人権尊重の意識を高め、市民があらゆる分野で活躍できる教育を推進します。

特に、女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけるための学習機会を提供します。

また、性の多様性に関する理解を促進するための啓発を行っていきます。

具体的取組	所管課	実施区分
①人権教育・男女共同参画に関する各講座を開催する。	人権・男女共同参画課 生涯学習課	継続
②女性のスキルアップやリーダー育成を図るためのセミナー開催や研修への派遣を行う。	職員課 人権・男女共同参画課 生涯学習課	継続
③各種団体との連携や支援により、学習の機会を提供する。	まちづくり政策課 人権・男女共同参画課 生涯学習課	継続
④性の多様性に関する理解を促進するための啓発を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	新規

### 重点項目3 国際社会に対する理解を深める啓発の推進

#### (1) 国際社会における取組の情報収集・提供の充実

市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画に関する理解を深めるため、SDGsをはじめとした国際的なジェンダー平等に関する動き、またそれに関する国の施策の情報を市民へわかりやすく周知します。

具体的取組	所管課	実施区分
①関連の情報を収集し、提供する。	人権・男女共同参画課	継続

#### (2) 国際交流・協力の推進

市民一人ひとりが国際交流活動を通じて、言語や文化、生活習慣の違いを認め、尊重し合う意識を育み、男女がともに個人としての能力を発揮し、あらゆる活動に参画することができるまちづくりを推進します。

また、外国人住民が安心して暮らすことのできる●多文化共生の地域づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①ボランティア通訳の登録を推進するとともに、研修会を開催する。	国際課	継続
②姉妹友好都市との交流を図る。	国際課 文化振興課	継続
③各学校における国際理解を深める学習及び平和学習の充実を図る。	教育研修課	継続
④地域において多文化共生の意識啓発を行う。	国際課	新規

- 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

## 基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)

### 重点項目1 施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

#### (1) 市の施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市の施策は、市民一人ひとりの生活に影響を及ぼすことから、その施策・方針決定過程に男女が対等に参画し、多様な視点や意思を反映することが重要であることを踏まえ、今後も市の●審議会や市政を運営するための各分野の会議等へ女性の参画を進めるとともに、その状況を調査し公表します。

また、様々な分野へ女性の積極的活用を図るため、女性人材情報の収集とデータの整備を行い、「下関市女性人材登録制度」のより一層の周知を図り、活用を進めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①市の審議会等における女性委員の登用率の向上と女性委員のいない審議会等の解消に努める。	関係課	継続
②女性委員の登用状況を調査し、公表する。	人権・男女共同参画課	継続
③市の女性人材登録制度の整備を進める。	人権・男女共同参画課	継続
④市の女性人材登録制度のより一層の周知を図り、活用を進める。	人権・男女共同参画課 関係課	継続

#### (2) 事業者や各種団体等の方針決定過程における女性の参画推進

事業者や各種団体等の方針決定過程に男女が共に参画し、地域・職場の活性化へつながるよう、その重要性の啓発を行うとともに、好事例の情報提供など女性の参画を促す取組を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①出前講座等の活用により、事業者や各種団体等を対象とした男女共同参画に関する啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
②事業者に対し、ポジティブ・アクションについての啓発資料や関連情報の提供を行う。	人権・男女共同参画課 産業立地・就業支援課	継続

●審議会：国、地方自治体が特定の政策立案や事業運営の意思決定にあたって、学識経験者や住民の意見を反映させるため、法律又は条例に基づいて設置する附属機関。

## 重点項目2 女性のあらゆる分野における活躍支援

### (1) 女性のチャレンジ支援の充実

女性の能力を最大限発揮することができる活力ある地域社会、男性も女性もすべての人が暮らしやすい地域社会をつくるため、働きたい、起業したい、地域で活躍したい等の希望を持つ女性が、自らの希望を実現して活躍できるよう、知識や能力を身につけるための研修や相談等、支援の充実を図ります。

また、働くことを希望する女性に向け市内企業への働きかけを行うとともに、女性の起業に向けた支援を行います。

●6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていることから、女性が行う地域の農林水産物を活用した経営や起業等のための支援を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①女性の就業能力向上のための講座を開催する。	人権・男女共同参画課 産業立地・就業支援課	継続
②働くことを希望する女性へ就業支援を行う。	産業立地・就業支援課	継続
③商工会議所・商工会との連携による、あきんど活性化支援事業を行う。	産業振興課	継続
④農林水産物加工等の分野において、起業や法人化を目指すグループへの支援を行う。	農業振興課 水産振興課	継続
⑤市が「女性活躍推進法」に基づき、事業主として策定した行動計画に沿って、女性の市職員の活躍推進を図る。	職員課	継続

●6次産業化：農林水産業者が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原料とした加工食品の製造や、流通・販売に一体的に取り組むこと。また、農林水産業者と商工業者が連携して事業を展開し、農林水産業の可能性を広げようとする取組。

## (2) まちづくりにおける男女共同参画の推進

「住民自治によるまちづくり」において、高齢者や子育て世代への支援、防災・防犯活動、環境活動等、多様な地域活動については、生活に密着している女性の視点を活かし、地域の課題解決や活性化につながるよう、男女が共に参画する組織づくり、活躍する環境づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①●まちづくり協議会の運営へ女性の参画を促す。	まちづくり政策課	継続
②まちづくり協議会と男女共同参画推進団体が連携し、各地域の課題に応じたまちづくりを進める。	まちづくり政策課	継続

## (3) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害発生時の対応において、様々な意思決定の場へ女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じたため、その教訓を踏まえて防災・復興における女性の役割の重要性を周知します。

また、男女共同参画の視点から、事前の備え、災害時における避難所の運営、相談体制等について考える機会とともに、研修や訓練に参加する機会を提供し、地域の防災活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①防災に関する会議等において、女性の意見を導入する。	防災危機管理課	継続
②地域防災活動（防災訓練、計画作成）へ女性の参画を促す。	防災危機管理課 消防局警防課 消防局予防課	継続

- まちづくり協議会：下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例に基づき、地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり、自主的に形成する組織で、市長の認定を受けたものをいう。

### 重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

#### (1) 職場における雇用や待遇に関する啓発の推進

働く場において、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的な取扱い、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱い、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに向け、国、県、関係機関等と連携を図りながら啓発を行います。

また、雇用における男女の均等な機会や待遇確保に関する法・制度、男女共同参画推進事業者、子育て推進事業者等に関する情報を提供します。

女性活躍推進法に基づき、女性の採用、登用、能力発揮等の促進や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業所等の情報を収集し紹介します。

具体的取組	所管課	実施区分
①事業者等に対し、必要に応じた関係法・制度の周知に努める。	関係課	継続
②事業者等へ啓発資料の配布及び情報提供を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
③商工会議所、商工会等の各団体を通じた啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続

## (2) 農林水産業等における男女共同参画の推進

農林水産業等の場においては、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画するための意識啓発、●家族経営協定の普及や、女性人材の積極的な登用等を行い、女性の経営上の位置付けの明確化及び産地や地域農業の方針決定の場への参画促進を図るとともに、その活躍が適正に評価される取組を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①下関地域農山漁村女性のつどい（下関農山漁村女性連携会議主催）の開催を支援する。	農業振興課 水産振興課	継続
②農林水産業等に従事する女性の経営や方針決定の場への参画及び生産意欲の向上を図る。	農業振興課 水産振興課	継続

- 家族経営協定：農林水産業経営に参画する個人の役割や働き方等のルールを明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族みんなの話し合いにより文書にして取り決めるもの。

## 重点項目4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### （1）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進

男女が共に仕事と家事・育児・介護等の家庭生活をバランスよく両立し、充実した生活を送ることができるよう、長時間労働の削減や効率的な働き方、育児休業や介護休業等の取得、両立支援制度を利用しやすい職場意識の醸成へつながる情報の提供や、好事例の紹介など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発を進めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①国・県等と連携を図り、関係法、各種支援制度について、情報を提供する。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
②ワーク・ライフ・バランスを推進する市内事業者を紹介する。	人権・男女共同参画課	継続
③在宅勤務等、新しい働き方に対しての啓発を行う。	人権・男女共同参画課	新規
④市職員への育児・介護休業制度、両立支援のための取組を推進する。	職員課	継続

## (2) 子育て支援・介護支援の充実

男女が家事、育児、介護等の家庭生活における責任を果たしながら職場において活躍できるよう、子育て家庭のニーズに応じた、幼稚園、保育所、●認定こども園、放課後児童クラブの充実を図るとともに、延長保育、病児保育、幼稚園の一時預かり等多様な保育サービスを提供し、子育てを支援します。

また、●地域密着型サービスや居宅介護サービス等の介護サービスの充実とともに、●地域包括ケアシステムの充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①多様な保育サービスを提供し、子育てを支援する。		
・幼稚園、保育所、認定こども園の充実	幼児保育課	継続
・延長保育、病児保育、幼稚園の一時預かり等、多様な保育サービスの充実	子育て政策課 幼児保育課	継続
・放課後児童クラブの充実	子育て政策課	継続
・子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 健康推進課	継続
②●地域包括支援センターを中心とした介護に関する総合的な支援を行う。	長寿支援課	継続
③介護サービスの提供を図る。		
・地域密着型サービスの充実	介護保険課	継続
・居宅介護サービスの充実	介護保険課	継続
・地域包括ケアシステムの充実	長寿支援課	新規

- 認定こども園：保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設。
- 地域密着型サービス：高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じて柔軟に提供されるサービス。
- 地域包括ケアシステム：高齢者が、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、日常生活の場において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが、一体的に提供される仕組み。
- 地域包括支援センター：地域住民の保健・医療・福祉の向上及び虐待防止、介護予防などを総合的に行う機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置される。高齢者本人や家族などからの相談に対応し、必要な支援が包括的・継続的に提供されるように調整する。

## 重点項目5 男性の意識と職場環境の改革

### (1) 経営者や管理職の意識改革の推進

社会全体の働き方や固定的な性別役割分担意識を改革するためには、経営者や管理職の意識改革が最も重要です。職業生活と家庭生活の両立や、職場における女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発により、男性が家事、育児等の家庭生活へ積極的に参画することに対する周囲の理解を醸成するための取組を行います。

具体的には、経営者や管理職に、職場における女性の活躍推進の重要性への理解を求め、職業生活と家庭生活の両立を支援する女性活躍支援リーダーとして自ら宣言することを呼びかけます。

また、女性活躍支援リーダーのネットワークの構築を支援し、連携して取組の輪を広げます。

※女性活躍支援リーダーは、男性に限らず女性も含めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①市内企業・事業所等の経営者や管理職に女性活躍支援リーダーとしての宣言を呼びかけ、「女性活躍支援リーダー宣言書」を公表する。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
②市内企業・事業所等と市による女性活躍支援リーダーのネットワークを設立する。	人権・男女共同参画課	継続

※「女性活躍支援リーダー宣言書」とは、経営者や管理職が女性活躍支援リーダーとして働き方改革等に積極的に取り組むことを自ら宣言をするものです。

### (2) 男性の意識改革の推進

女性の活躍推進や就業促進には、男性の家事、育児等の家庭生活への積極的な参画が重要であり、家事、育児等の家庭生活を積極的に行う取組事例の提示や好事例の普及等により、男性の意識改革を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①女性活躍支援リーダーのネットワークが提示した取組事例を広報する。	人権・男女共同参画課	継続

## 重点項目6 女性活躍推進に取り組む企業への支援

### (1) 公共調達を通じた女性の活躍推進

企業の自主的なポジティブ・アクションを促進するため、ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む企業に対し、●公共調達による受注機会の拡大を図るなど、女性活躍推進に取り組む企業への支援を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①公共調達のうち総合評価方式の評価項目に「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証を加える。	契約課	継続

●公共調達：国、地方公共団体等による物品及び役務の調達全般。

## 基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

### 重点項目1 家庭、地域における男女共同参画の推進

#### (1) 家庭生活における男女共同参画の推進

すべての年齢層を通じて、男女が共に家庭生活における責任を担う意識を高め、家庭生活へ参画できるよう、また、子どもたちが家庭において男女平等意識を育み成長できるよう、男女共同参画の推進が個人や家族の幸せにつながる身近な問題であることを理解できる啓発を行うとともに、家事や育児、介護の実践につながる学習機会の充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①学校の家庭科の授業において、生活の自立に必要な基礎的知識と技能の習得、家庭の機能についての理解を促進する。	教育研修課	継続
②男女が協力して家事・育児・介護への参画を進める講座を開催する。	人権・男女共同参画課 健康推進課 生涯学習課 関係課	継続

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

地域に根ざして活動している NPO やボランティア団体等の市民活動団体へ、その活動を支援し、地域の活性化を図ります。

また、地域全体で取り組む子育て支援や高齢者への支援、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動に男女共同参画の視点が活かせるよう、これまで性別に偏りのあった地域活動について、性別による役割分担を見直し、男女共同参画を推進するための啓発活動を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①NPO やボランティア活動等を行う市民活動団体への支援を行う。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動支援補助金の交付</li> <li>・ 市民活動団体とその活動内容の紹介</li> <li>・ 市民活動推進のための講座の開催</li> <li>・ ボランティア等募集の情報提供</li> <li>・ 市民活動保険加入による活動支援</li> </ul>	まちづくり政策課	継続
②男女共同参画推進団体等が行う啓発活動への事業支援を行う。	人権・男女共同参画課 生涯学習課	継続
③地域の子育て支援団体等への活動を支援する。	子育て政策課 健康推進課	継続
④自治会等地域団体への意識啓発を図る。	人権・男女共同参画課	継続

## 重点項目2 安心して生活するための支援の充実

### (1) 男女がお互いの心身を理解し尊重する取組の推進

男女がお互いの心身を十分に理解し合うとともに、異なる健康上の問題に直面することに留意できるよう、正しい知識や情報の提供、尊重し合う意識を高めるための啓発活動を推進します。

また、男女の性差による健康上の問題に対応するため、健康診査や健康相談の充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①各学校において「性に関する教育」を位置づけ、充実を図る。	教育研修課	継続
②性感染症、HIV／エイズ等に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健医療政策課	継続
③健康診査等を実施する。		
・特定健康診査の実施	保険年金課	継続
・がん検診等の実施	健康推進課	継続
④健康相談の充実を図る。	健康推進課	継続

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援の充実

妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であることから、地域において、子どもを安心して産み育てることができるよう、各種相談、各種学級、家庭訪問等により、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援を行います。

不妊に悩む男女のための専門相談と、経済的負担軽減のために治療費の助成による支援を実施します。

具体的取組	所管課	実施区分
①妊産婦と乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査を行う。	健康推進課	継続
②乳児家庭を全戸訪問し、育児に関する助言や各種情報提供を行う。	健康推進課	継続
③出産前から育児までの各種教室・学級、相談を実施する。	健康推進課	継続
④子育てに関する情報提供と相談体制の充実を図る。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 健康推進課	継続
⑤不妊に悩む男女への支援を行う。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊専門相談の実施</li> <li>・不妊治療費助成事業の実施</li> </ul>	健康推進課	継続

### (3) 多様なライフスタイルに対応した男女の自立支援の推進

貧困、高齢、障害等により困難を抱え、女性であること、また男性であることで、更に複合的に困難な状況におかれている市民へ、それぞれの状況に応じた相談体制の充実と自立のための支援を行います。また、次代を担う子どもや若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

具体的取組	所管課	実施区分
①生活困窮者への相談体制の充実と自立のための支援を行う。	福祉政策課 生活支援課	継続
②ひとり親家庭への相談体制の充実と自立のための支援を行う。	こども家庭支援課	継続
③児童虐待防止のための啓発及び虐待の早期発見と適切な支援を行う。	こども家庭支援課 学校教育課 関係課	継続
④貧困状況にある子どもへの支援を行う。	福祉政策課 子育て政策課 学校教育課 関係課	継続
⑤悩みを抱える青少年のための相談窓口を設置する。	生涯学習課	継続
⑥高齢者への相談体制の充実と支援を行う。	長寿支援課 介護保険課 健康推進課 関係課	拡充
⑦障害者への相談体制の充実と自立のための支援を行う。	障害者支援課 健康推進課 関係課	継続
⑧こころの健康に関する悩みの相談窓口を設置する。	健康推進課	新規

## 基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市 DV 対策基本計画)

### 重点項目1 男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進

#### (1) DV 防止に向けた啓発の充実

男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。家族をはじめとする身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすく、DVの根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題となっています。

すべての市民が DV について理解し、その行為がいかなる場合でも許されないことを認識できるよう、人権尊重の意識を育むために効果的な啓発活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①講座、講演会を開催する。	人権・男女共同参画課	継続
②啓発資料の配布、ホームページ等の活用により、広報活動を行う。	人権・男女共同参画課	継続
③男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた、集中的な啓発活動を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	拡充

#### (2) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、男女がお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、被害の未然防止のため、市民や事業者、教育・福祉等の関係者への啓発・教育活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①セクシュアル・ハラスメント等の防止について、出前講座やパンフレット等による啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
②市職員への啓発や相談窓口の設置を図る。	職員課	継続

(3) その他の男女間における暴力防止対策の推進

たとえば、ストーカー行為は、執拗なつきまといや連続メールにより被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、性犯罪や売買春と同様に、重大事件に発展するおそれがあることから、被害を防止するための啓発活動を進めるとともに、安全確保のため、自治会等が行う防犯活動に対して支援を行います。

また、近年の●SNS などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した暴力が多様化していることから、とりわけ若い世代が被害者にも加害者にもならないように、暴力を予防するための教育を行うとともに、親の世代も暴力を認識できるよう啓発活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①性犯罪、売買春、ストーカー行為など、性別に起因する暴力防止の啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
②教育現場、職場、地域における研修や講座を開催する。	人権・男女共同参画課 教育研修課 関係課	継続
③中学生・高校生・大学生等の若年層に対し、デートDV等男女間の暴力を防止するための啓発を行う。	人権・男女共同参画課 学校教育課 関係課	継続
④自治会等が行う防犯活動に対して支援を行う。	生活安全課	拡充

●SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：人と人のつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービス。

## 重点項目２ 相談体制の充実及び被害者の保護

### (1) 相談窓口の周知の強化

被害者の潜在化を防止するため、市民相談所における DV 相談窓口や、山口県男女共同参画相談センター、警察署等の相談窓口の情報について、啓発資料の作成・配布、広報誌への掲載等、各種広報媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①市民や地域の関係者等へ相談窓口に関する情報を提供する。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

### (2) 相談体制の充実

男女間の暴力の早期発見と、被害者への必要な対応や迅速な支援につながるよう、被害者の立場に立った利用しやすい相談体制の充実を図ります。

また、被害者の支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細かく適切な対応が求められるため、相談員の資質の向上と専門性の確保を図るとともに、相談員へのサポート体制を整えます。

具体的取組	所管課	実施区分
①相談・カウンセリングを実施する。	福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課	拡充
②相談員や関係職員の資質向上を図るとともに、サポート体制を整える。	福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課	拡充
③関係課、関係団体との連携を強化する。	福祉政策課 関係課	拡充

### (3) 被害者の安全確保

DV 加害者からの暴力に心身の危険を感じ、避難してきた DV 被害者とその子どもについて、緊急性がある場合や保護の希望がある場合は、山口県男女共同参画相談センターや警察署等の関係機関と密接な連携を図り、被害者等の安全を確保するために一時保護を行います。

また、加害者が被害者に近づくことを法的に禁止する、保護命令申立てのための相談や支援を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①適切な一時保護や同行支援を実施する。	福祉政策課 関係課	継続
②状況に応じて、安否確認を行う。	福祉政策課 関係課	継続
③夜間・休日における相談窓口である警察、県男女共同参画相談センター等との連携強化を図る。	福祉政策課 関係課	継続
④保護命令申立てに必要な書類の作成支援を行う。	福祉政策課	継続

### (4) 被害者等にかかる情報管理の徹底

DV 被害者の情報が DV 加害者へ伝わると、被害者を危険な状態に置いてしまう可能性が高いことから、被害者の意思を尊重しながら、支援に関わる機関や庁内課所が連携を図り、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

具体的取組	所管課	実施区分
①各種手続きにおける情報管理を徹底する。	福祉政策課 関係課	継続
②保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等における被害者情報の適正な管理、運用を徹底する。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 学校教育課	継続
③住民基本台帳法及び関係法令、国の基本方針に基づいた住民基本台帳事務処理を徹底する。	市民サービス課	継続

### 重点項目3 被害者の自立支援

#### (1) 被害者の自立に向けた各種情報の提供

DV 被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係部署や関係機関等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう支援します。

具体的取組	所管課	実施区分
①関連制度、手続き、各種支援に関する一元的な情報を提供する。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

(2) 被害者の自立に向けた各種生活支援

DV 被害者が自立した生活を送ることができるよう、山口県、関係機関、庁内関係課所等と連携し、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

DV は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、保育園、学校、児童相談所等の関係機関が連携し、被害者の子どもに対する支援や保護を行います。

また、被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、保健師や精神保健福祉相談員、関係機関等が連携して、心身の回復、精神的自立に向けた支援を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①就業支援、就学援助、生活支援措置等経済的自立に向けた支援を行う。	福祉政策課 生活支援課 こども家庭支援課 学校教育課 関係課	継続
②市営住宅等住宅の確保に向けた支援を行う。	福祉政策課 住宅政策課	継続
③保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校、関係機関等が連携し、子どもに対する支援を行う。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 学校教育課 生涯学習課 関係課	継続
④保健師、精神保健福祉相談員、医療機関、地域や学校が連携し、被害者等の心身の回復、精神的自立に向けた支援を行う。	こども家庭支援課 健康推進課 関係課	継続

## 重点項目4 DV対策推進体制の整備

### (1) 関係部署、関係機関等との連携強化

DV被害者の保護や自立支援等に迅速、適切に対応できるよう、また、多様化する暴力へ対応するため、庁内の関係課所と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察、社会福祉協議会、医療機関等と情報を共有し、連携強化を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①関係課所、関係機関等との連携強化を図る。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

### (2) 民間支援団体との連携強化

民間支援団体との連携強化を図り、協働による取組を推進するとともに、その活動を支援します。

具体的取組	所管課	実施区分
①民間支援団体等への情報提供と連携・協働を図る。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

## 第6章 計画の指標

基本 目標	指 標 名	単 位	現 状		目 標		所 管 課	備 考	
			基 準 年 度	基 準 値	目 標 年 度	目 標 値			
I	社会全体において男女平等と 感じる人の割合	%	R1	16.0	R6	23.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	社会通念・慣習・しきたりなど において男女平等とを感じる人の 割合	%	R1	16.0	R6	19.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	学校教育の場において男女平 等とを感じる人の割合	%	R1	53.0	R6	61.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	固定的性別役割分担意識に賛 成の人の割合	%	R1	30.1	R6	25.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	男女共同参画社会の言葉の認 知度	%	R1	49.0	R6	55.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
II	政治・経済の場において男女平 等とを感じる人の割合	%	R1	14.5	R6	20.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	法律や制度の面において男女 平等とを感じる人の割合	%	R1	30.3	R6	37.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	就職の機会や職場の中におい て男女平等とを感じる人の割合	%	R1	20.0	R6	25.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	
	市の審議会等における女性委 員登用率	%	R2	31.0	R7	35.0	人権・男女共同参画課	進捗状況調査	
	女性委員のいない審議会等の 比率	%	R2	22.2	R7	0	人権・男女共同参画課	進捗状況調査	
	市職員における女性管理職(一 般行政職)の割合	%	R2	9.7	R6	13	職員課	進捗状況調査	
	女性人材登録制度の登録者	人	R1	91	R6	105	人権・男女共同参画課		
	女性人材登録者の審議会委員 就任人数(のべ)	人	R1	16	R6	21	人権・男女共同参画課		
	家族経営協定文書締結数								
		農家	件	R1	52	R6	70	農業振興課	進捗状況調査
		漁家	件	R1	5	R6	12	水産振興課	進捗状況調査
		農山漁村女性起業グループ数	件	R1	35	R6	※未定	農業振興課 水産振興課	進捗状況調査
	多様な保育の実施箇所数								
		延長保育	箇所	R1	36	R6	36	幼児保育課	“For Kids” プラン2020
		病児保育(病児・病後児対応 型)	箇所	R1	4	R6	5	子育て政策課	“For Kids” プラン2020
		認可保育所の待機児童数	人	R1	8	R6	0	幼児保育課	“For Kids” プラン2020
		放課後児童クラブ利用実人数	人	R1	2,349	R6	2,701	子育て政策課	“For Kids” プラン2020
	仕事と家庭生活、地域・個人の 生活のバランスがとれている と感じる人の割合	%	R1	50.1	R6	54.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	

※令和3(2021)年2月現在

基本 目標	指 標 名	単 位	現 状		目 標		所 管 課	備 考
			基 準 年 度	基 準 値	目 標 年 度	目 標 値		
Ⅲ	家庭において男女平等と感じる人の割合	%	R1	30.4	R6	42.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	地域活動の場において男女平等と感じる人の割合	%	R1	42.8	R6	43.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	がん検診の受診率							
	子宮がん	%	H30	15.2	R5	30.0	健康推進課	ふくふく健康21(第二次)
	乳がん	%	H30	7.0	R5	30.0	健康推進課	ふくふく健康21(第二次)
Ⅳ	どんなときでも暴力にあたる行為だと思う人の割合							
	平手で打つ	%	R1	69.7	R6	73.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	足でける	%	R1	78.8	R6	84.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	%	R1	86.6	R6	92.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	なぐるふりをして脅す	%	R1	57.9	R6	60.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	刃物などを突きつけて脅す	%	R1	85.3	R6	90.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	嫌がっているのに性的な行為を強要する	%	R1	78.1	R6	83.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	何を言っても長時間無視し続ける	%	R1	48.9	R6	54.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	相手の交友関係や(携帯)電話・メールを細かく監視する	%	R1	49.0	R6	54.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	仕事に就くことや外出を制限する	%	R1	50.1	R6	55.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」という	%	R1	63.6	R6	69.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
	大声で怒鳴る(ののしる)	%	R1	64.0	R6	69.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査
男女間の暴力について相談できる窓口を知らない人の割合	%	R1	27.1	R6	25.0	人権・男女共同参画課	市民意識調査	

## 第7章 計画の推進にあたって

### 1 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指すため、市長を本部長とし、副市長を副本部長、部局長等を本部員とする「下関市男女共同参画推進本部」を設置し、計画の総合調整及び庁内の横断的な連携強化をこれまでと同様に図りながら、効果的な取組を推進します。

### 2 関係機関、市民、関係団体等との連携、協働

#### (1) 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・関係機関との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

#### (2) 市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、市民や団体、事業者等との協働による取組を推進するとともに、活動に取り組むための環境を整備します。

### 3 計画の進捗状況管理・評価

「下関市男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課において施策の進捗管理を行うとともに、学識経験者、関係団体、市民等の参画による「下関市男女共同参画協議会」を設置し、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価及びその後の取組の検討を行い、必要がある場合には計画の見直しを行います。

◇ 資料 編 ◇



## 1 第4次下関市男女共同参画基本計画の策定について

### 策定の経緯

令和元年 9月	男女共同参画に関する調査（事業所アンケート）実施
令和元年12月	市民意識調査実施
令和2年 7月	下関市男女共同参画協議会へ諮問
令和2年 8月	第1回下関市男女共同参画推進本部会議（素案審議）
令和2年 8月	第1回下関市男女共同参画協議会（素案審議）
令和2年 9月	第3回下関市議会定例会（素案報告）
令和2年 9月	パブリックコメント実施
令和2年11月	第2回下関市男女共同参画協議会
令和2年12月	第4回下関市議会定例会
令和2年12月	第3回下関市男女共同参画協議会
令和3年 1月	下関市男女共同参画協議会から答申
令和3年 1月	第2回下関市男女共同参画推進本部会議（最終案審議）
令和3年 2月	第1回下関市議会定例会（報告）
令和3年 2月	公表

### パブリックコメントの実施

募集期間	令和2年9月14日～10月13日
閲覧場所	市民部人権・男女共同参画課、本庁舎西棟、各総合支所、本庁管内12支所、中央図書館、市民センター、市民活動センター及び市ホームページ
応募状況	2人14件

下関市男女共同参画協議会委員名簿

(任期：令和元年8月11日～令和3年8月10日)

規則上の区分	分野	氏名	所属等	備考
第1号	教育	小林 正	人権擁護委員	副会長
	人権	藤澤 和子	人権擁護委員	
	労働	青松 永哲	下関商工会議所青年部	
	メディア	佐々木 正一	人権擁護委員、山口新聞顧問	
	男女共同参画	家根内 清美	男女共同参画ネットワーク下関さんしゃいん21 代表	会長
第2号	男女共同参画	田中 博子	下関地域環境パートナーシップ会議エコプラザ下関	
		林 幸子	菊川町女性団体連絡協議会 会長	
		梶山 光智子	下関市社会福祉協議会 豊田下地区副会長	
		西村 淳子	豊浦地区まちづくり協議会 広報担当理事	
		山戸 ミエ子	豊北町女性団体連絡協議会 会長	
	DV対策	鈴木 朋絵	NPO法人山口女性サポートネットワーク 理事	
第3号	公募	田中 信	要約筆記しものせき、SSPS、点訳あかね、下関手話青い鳥の会、本好きを支える会	
		梅田 有紀	山口県社会保険労務士会	
第4号	女性人材登録者	田口 美春	下関図書館友の会 代表	
		藤本 博美	下関市消費者の会 会長	

(敬称略・順不同)

諮問

下 人 第 4 5 4 号  
令和2（2020）年7月16日

下関市男女共同参画協議会会長 様

下関市長 前田 晋太郎

第4次下関市男女共同参画基本計画について（諮問）

第4次下関男女共同参画基本計画について、貴協議会の意見を求めます。

答申

令和3年（2021年）1月20日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市男女共同参画協議会  
会長 家根内 清美

第4次下関市男女共同参画基本計画について（答申）

令和2年（2020年）7月16日付け下人第454号で、貴職から諮問のありました第4次下関市男女共同参画基本計画については、当協議会で慎重に審議を重ねて参りました。

審議の結果、当協議会は、第4次下関市男女共同参画基本計画（素案）を概ね妥当なもの認め、これに審議内容を整理して、修正を加えて補完し、別添のとおり答申いたします。

貴職におかれましては、この答申を尊重して第4次下関市男女共同参画基本計画を策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組まれるよう期待いたします。

## 下関市男女共同参画協議会規則

平成22年3月31日規則第46号

### (趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

### (委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市内の関係団体の代表者又は関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応募した市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は、平成23年8月11日から適用する。

#### (任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年8月10日までとする。

## 2 参考数値 (指標以外の男女共同参画に関わる数値)

項目	単位	現 状		関係課等	備考
		基準年度	基準値		
市議会議員における女性議員の割合	人/人中	R2	5/34	議会事務局	
市立学校等における女性管理職等の割合					
幼稚園、保育所、こども園 園長	%	R2	100.0	こども未来部	
小学校 校長	%	R2	11.4	教育部	
小学校 教頭	%	R2	30.0	教育部	
中学校 校長	%	R2	0.0	教育部	
中学校 教頭	%	R2	20.0	教育部	
市立学校等のPTAにおける女性役員の割合					
幼稚園 会長	%	R2	33.3	教育部	
小学校 会長	%	R2	6.8	教育部	
中学校 会長	%	R2	4.3	教育部	
自治会における女性自治会長の割合	%	R2	6.1	まちづくり政策課	
民生委員・児童委員における女性の割合	%	R2	65.1	福祉政策課	
DV 被害経験のある人の割合					
身体的	%	R1	16.8	人権・男女共同参画課	市民意識調査
精神的	%	R1	13.1	人権・男女共同参画課	市民意識調査
性的	%	R1	6.3	人権・男女共同参画課	市民意識調査
セクシュアル・ハラスメントを受けた経験	%	R1	7.6	人権・男女共同参画課	市民意識調査

### 3 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界（国連）	日本
昭和 20 年 （1945）	●国際連合成立	●「衆議院議員選挙法」改正公布
昭和 21 年 （1946）		●日本国憲法公布
昭和 24 年 （1949）		
昭和 50 年 （1975）	●国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」開催
昭和 51 年 （1976）	●国際婦人の十年（1976 年～1985 年） ●ILO 事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	●「民法」一部改正、施行
昭和 52 年 （1977）		●「国内行動計画」策定 ●「国内行動計画前期重点目標」策定 ●「国立婦人教育会館」開館
昭和 53 年 （1978）		●国内行動計画第 1 回報告書発行 ●婦人問題企画推進本部 ニュース「えかりて」創刊
昭和 54 年 （1979）	●国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和 55 年 （1980）	●「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ●「女子差別撤廃条約」署名式	●「女子差別撤廃条約」署名
昭和 56 年 （1981）	●「ILO 第 156 号条約」（家族的責任条約）」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和 57 年 （1982）		●労働婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置

山口県	下関市-菊川町-豊田町-豊浦町-豊北町	年
		昭和 20 年 (1945)
		昭和 21 年 (1946)
●「山口県女性問題対策審議会」設置		昭和 24 年 (1949)
		昭和 50 年 (1975)
		昭和 51 年 (1976)
		昭和 52 年 (1977)
●「山口県婦人関係行政推進協議会」設置		昭和 53 年 (1978)
●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」策定 ●「勤労婦人会談話会」設置		昭和 54 年 (1979)
●「山口県婦人行動対策会議」発足		昭和 55 年 (1980)
		昭和 56 年 (1981)
●「婦人対策室」新設 ●「婦人就業センター」開設 ●「山口県婦人団体連合協議会」発足		昭和 57 年 (1982)

年	世界（国連）	日本
昭和 58 年 （1983）		
昭和 59 年 （1984）	●国連婦人の十年エスカップ地域会議 （東京）	
昭和 60 年 （1985）	●「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正、施行 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●西暦 2000 年に向けての全国大会開催
昭和 61 年 （1986）		●「男女雇用機会均等法」施行
昭和 62 年 （1987）		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
昭和 63 年 （1988）		
昭和 64 年 平成元年 （1989）		●学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等） ●「パートタイム労働指針」策定
平成 2 年 （1990）	●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
平成 3 年 （1991）		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ●「育児休業法」公布
平成 4 年 （1992）		●「育児休業法」施行
平成 5 年 （1993）	●国連世界人権会議（ウィーン） ●国連第 48 回総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●「パートタイム労働法」公布、施行

山口県	下関市-菊川町-豊田町-豊浦町-豊北町	年
●「婦人青少年課」を新設		昭和 58 年 (1983)
		昭和 59 年 (1984)
	●〈下関市〉「下関市婦人問題懇話会」 設置	昭和 60 年 (1985)
		昭和 61 年 (1986)
●「山口県婦人教育文化会館」開館		昭和 62 年 (1987)
●「第二次山口県婦人行動計画」策定		昭和 63 年 (1988)
		昭和 64 年 平成元年 (1989)
●「婦人問題に関する意識調査」実施		平成 2 年 (1990)
		平成 3 年 (1991)
		平成 4 年 (1992)
●「家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査」実施 ●「第二次山口県婦人行動計画」（愛称「やまぐち助成プラン」）一部改定 ●「やまぐち女性財団」設立		平成 5 年 (1993)

年	世界（国連）	日本
平成6年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際人口・開発会議（カイロ）</li> <li>●「開発と女性」に関する第2回アジア太平洋大臣会議（ジャカルタ）</li> <li>「ジャカルタ宣言及び行動計」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府に「男女共同参画室」設置</li> <li>●「男女共同参画審議会」設置</li> <li>●内閣に「男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回世界女性会議（北京）</li> <li>「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児休業法」改正、「育児・介護休業法」公布</li> <li>●「ILO156号条約」批准</li> </ul>
平成8年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）」発足</li> <li>●「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画審議会設置法」公布、施行</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>●「育児・介護休業法」改正</li> <li>●「介護保険法」公布</li> </ul>
平成10年 (1998)		
平成11年 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ESCAP ハイレベル政府間会議（バンコク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正) 男女雇用機会均等法」施行</li> <li>●「(改正) 育児・介護休業法」施行</li> <li>●「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行</li> <li>●「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> </ul>

山口県	下関市-菊川町-豊田町-豊浦町-豊北町	年
●「婦人青少年課」を「青少年女性課」に課名変更	●〈下関市〉企画部調整課に「女性係」設置	平成 6 年 (1994)
●「やまぐち女性プラン推進本部」設置 ●「山口県農山村漁村女性に関する中長期ビジョン」策定	●〈下関市〉「下関市婦人問題懇話会」を廃止し、「下関市女性フォーラム」設置 ●〈下関市〉「下関市女性行政推進協議会」設置 ●〈豊浦町〉企画振興課に「女性係」設置	平成 7 年 (1995)
●「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課に」組織改正	●〈下関市〉「企画部調整課女性係」から「総合政策部女性政策推進室」に組織改正 ●〈豊浦町〉「豊浦町女性問題対策審議会」設置 ●〈豊北町〉企画振興課に「女性係」を設置	平成 8 年 (1996)
	●〈下関市〉「社会生活と男女の役割に対する意識調査」実施	平成 9 年 (1997)
●「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やまぐち助成プラン推進本部」を「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」に変更 ●女性副知事就任	●〈下関市〉「下関市女性プラン」策定	平成 10 年 (1998)
●山口県女性問題対策審議会に「男女共同参画社会の推進」に関する条例の基本的な考え方について」諮問		平成 11 年 (1999)

年	世界（国連）	日本
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)「政治宣言」、「成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「介護保険法」施行</li> <li>●「児童虐待防止法」公布、施行</li> <li>●「ストーカー規制法」公布、施行</li> <li>●「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画会議」設置</li> <li>●「男女共同参画局」設置</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」) 公布・施行</li> <li>●第 1 回男女共同参画週間</li> <li>●「仕事と子育ての両立支援施策の方針について」閣議決定</li> <li>●「育児・介護休業法」改正、一部施行</li> </ul>
平成 14 年 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催</li> <li>●「(改正) 配偶者暴力防止法」全面施行</li> <li>●「(改正) 育児・介護休業法」全面施行</li> </ul>

山口県	下関市-菊川町-豊田町-豊浦町-豊北町	年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県男女共同参画推進連携会議」設立</li> <li>●山口県女性問題対策審議会「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考えについて」答申</li> <li>●女性青少年課「女性係」を男女共同参画推進班に係名変更</li> <li>●「山口県男女共同参画推進条例」制定、施行</li> <li>●「山口県男女共同参画審議会」設置</li> <li>●「やまぐち男女共同参画相談室」開設</li> </ul>		平成 12 年 (2000)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性青少年課」を「男女共同参画課」に課名変更</li> <li>●「山口県男女共同参画相談センター」開設</li> <li>●「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」を「山口県男女共同参画推進本部」に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●〈下関市〉「女性政策推進室」を「男女共同参画推進室」に課名変更</li> <li>●〈下関市〉「下関市女性フォーラム」を廃止し、「下関市男女共同参画審議会」設置</li> <li>●〈下関市〉「女性行政推進協議会」を「男女共同参画行政推進協議会」に変更</li> <li>●〈豊浦町〉「とようら男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	平成 13 年 (2001)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）」策定</li> <li>●「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を男女共同参画センターに付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●〈下関市〉「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> <li>●〈下関市〉「下関市男女共同参画行政協議会」を廃止し、「下関市男女共同参画推進本部」設置</li> <li>●〈菊川町〉「菊川町男女共同参画審議会」設置</li> <li>●〈豊北町〉「企画振興課女性係」を「住民課女性係」に組織改正</li> <li>●〈豊田町〉「豊田町男女共同参画推進協議会」設置</li> <li>●〈豊田町〉「豊田町男女共同参画審議会」設置</li> </ul>	平成 14 年 (2002)

年	世界（国連）	日本
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>●「男女共同参画社会の将来像検討会」開催</li> <li>●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> <li>●「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> </ul>
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「配偶者暴力防止法」改正、施行</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定</li> <li>●「育児・介護休業法」の改正</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 49 回国連婦人の地位委員会「北京十10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）宣言文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「（改正）育児・介護休業法」施行</li> <li>●「男女共同参画基本計画（第 2 次）策定</li> <li>●「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」策定</li> </ul>
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「（改正）男女雇用機会均等法」施行</li> <li>●「パートタイム労働法」改正</li> <li>●「配偶者暴力防止法」改正</li> <li>●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>

山口県	下関市-菊川町-豊田町-豊浦町-豊北町	年
●「第2次女性労働対策指針（働く女性のサポートプランやまぐち）策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●〈下関市〉「下関市男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●〈菊川町〉「菊川町男女共同参画プラン」策定</li> <li>●〈豊北町〉「豊北町男女共同参画推進協議会」設置</li> <li>●〈豊北町〉「ほうほく男女共同参画プラン」策定</li> <li>●〈豊田町〉「とよた男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	平成 15 年 (2003)
●「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」設置		平成 16 年 (2004)
●「山口県次世代育成支援行動計画（やまぐち子どもきらきらプラン21）」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2月13日 下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の1市4町が合併</li> <li>●「下関市男女共同参画協議会」設置</li> <li>●「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン2005」策定</li> <li>●「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>	平成 17 年 (2005)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>●「第2次農山村漁村女性に関する中長期ビジョン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「下関市男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●「日本女性会議 2006 しものせき」開催</li> </ul>	平成 18 年 (2006)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県男女共同参画基本計画（改定版）」策定</li> <li>●「山口県人権推進指針」改定</li> <li>●「やまぐち子育て文化創造条例」制定</li> </ul>	●「総合政策部男女共同参画推進室」を「市民部人権・男女共同参画課」へ組織改正	平成 19 年 (2007)

年	世界（国連）	日本
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「（改正）配偶者暴力防止法」施行</li> <li>● 男女共同参画推進本部「女性の参加加速プログラム」決定</li> <li>● 「（改正）パートタイム労働法」改正、施行</li> <li>● 「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「（改正）次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>● 「育児・介護休業法」改正</li> </ul>
平成 22 年 (2010)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>● 「（改正）育児・介護休業法」施行</li> <li>● 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）」正式発足</li> </ul>	
平成 24 年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」決定</li> <li>● 「子ども・子育て支援法」公布</li> </ul>
平成 25 年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配偶者暴力防止法」改正</li> <li>● 「ストーカー規制法」改正、施行</li> </ul>
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「次世代育成支援対策推進法」改正、施行</li> <li>● 「（改正）配偶者暴力防止法」施行</li> </ul>

山口県	下関市	年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設</li> <li>●女性のチャレンジ応援サイト開設</li> <li>●「男女共同参画フォーラム」開催（下関市）</li> </ul>		平成 20 年 (2008)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> <li>●「男女間における暴力に関する調査」実施</li> <li>●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」策定</li> </ul>	●「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」実施	平成 21 年 (2009)
	●「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン 2010」策定	平成 22 年 (2010)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県男女共同参画基本計画（第 2 次改定版）」改定</li> <li>●「やまぐち子どもきららプラン 21（山口県次世代育成支援行動計画）」改定</li> </ul>	●「第 2 次下関市男女共同参画基本計画」策定（「下関市 DV 対策基本計画」を包含）	平成 23 年 (2011)
		平成 24 年 (2012)
●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次改定版）」策定		平成 25 年 (2013)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> <li>●「男女間における暴力に関する調査」実施</li> </ul>	●「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」実施	平成 26 年 (2014)

年	世界（国連）	日本
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク）</li> <li>●「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「子ども・子育て支援法」施行</li> <li>●「女性活躍推進法」公布、一部施行</li> <li>●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
平成 28 年 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性活躍推進法」全面施行</li> <li>●「育児・介護休業法」改正</li> <li>●「ストーカー規制法」改正</li> <li>●内閣に SDGs 推進本部設置</li> </ul>
平成 29 年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 61 回国連婦人の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「（改正）育児・介護休業法」施行</li> <li>●「（改正）ストーカー規制法」施行</li> <li>●刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）</li> </ul>
平成 30 年 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>
平成 31 年 令和元年 (2019)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性活躍推進法」改正</li> </ul>
令和 2 年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 64 回国連婦人の地位委員会「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
令和 3 年 (2021)		

山口県	下関市	年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」策定</li> <li>●「やまぐち子ども子育て応援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第2次下関市総合計画」策定</li> <li>●「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン2015」策定</li> </ul>	平成27年 (2015)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定</li> <li>●「第3次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」策定</li> <li>●「やまぐち働き方改革推進会議」の設立</li> <li>●「やまぐち働き方改革支援センター」の設置</li> </ul>	●「第3次下関市男女共同参画基本計画」策定（「第2次下関市DV対策基本計画」を包含）	平成28年 (2016)
●「やまぐち性暴力被害者支援システムあさがお」運用開始		平成29年 (2017)
●「やまぐち維新プラン」策定	●「下関市女性活躍推進計画」策定	平成30年 (2018)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> <li>●「男女間における暴力に関する調査」実施</li> </ul>	●「下関市市民意識調査（市民協働参画、住民自治のまちづくり及び男女共同参画）」実施	平成31年 令和元年 (2019)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第2次下関市総合計画後期基本計画」策定</li> <li>●「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン2020」策定</li> </ul>	令和2年 (2020)
	●「第4次下関市男女共同参画基本計画」策定（「第3次下関市DV対策基本計画」及び「第2次下関市女性活躍推進計画」を包含）	令和3年 (2021)

## 4 関係法令

### 男女共同参画社会基本法

平成一一年六月二三日法律第七八号  
最終改正 平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第十二条）

##### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

##### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

る分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策

が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定められたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二七年九月四日法律第六四号

最終改正 令和元年六月五日法律第二四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業

生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう

努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべ

き事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、

当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをい

う。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### （この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成一三年四月一三日法律第三一号

最終改正 令和元年六月二六日同第四六号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報

するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を

受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

##### (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る

状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書

面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからロまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該

保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定  
平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5 用語解説

### ■■ あ行 ■■

#### ●ILO156号条約

正式名称は「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」。

介護や育児等の家族的責任を有する男女労働者間の機会・待遇に伝統的役割観に基づく差別が生じないよう、または家族的責任を有する労働者その他の労働者の間の機会・待遇の実効的な均等をめざし、昭和56（1981）年にILO（国際労働機関）が採択した。

同時に採択した、第156号勧告は具体的措置を規定している。日本は「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正したうえで、平成7（1995）年に本条約や批准した。

#### ●育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児または家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のため、平成4（1992）年に「育児休業法」として施行され、平成7（1995）年に「育児・介護休業法」に改正された。

育児休業は、満1歳未満の子どもの養育をする男女の労働者が雇用関係を継続したまま一定期間休業することができる。平成16（2004）年の改正では育児休業の延長（子どもが1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には1歳6か月に達するまでで延長）、平成29（2017）年には再延長（1歳6か月を超えても休業が認められる一定の場合には2才に達するまで延長）が、平成21（2009）年の改正では3歳までの子どもを持つ労働者についての短時間勤務制度（1日6時間）の導入や配偶者が専業主婦（夫）である場合の除外規定の廃止などが盛り込まれた。

#### ●SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までに達成する国連目標。「地球上の誰一人として取り残さない。」を理念として、17の目標とさらに細分化された169のターゲットから構成されており、5番目の目標として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を促進する。」がある。

#### ●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳前半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

## ●LGBT

性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）及び性自認（自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念）に関して、L：女性の同性愛者（Lesbian：レスビアン）、G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual：バイセクシュアル）、T：こころの性とからだの性の不一致（Transgender：トランスジェンダー）のそれぞれの頭文字をとってLGBTと呼ばれることがある。

## ●エンパワーメント

平成7（1995）年の北京女性会議の頃から一般的に使用され始めた言葉であり、女性が責任を持った社会の構成員として、政治、経済、社会、文化などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できる能力を身につけ、その能力を発揮し、行動していくことをいう。

## ■■ へ行 ■■

## ●国際婦人年

昭和47（1972）年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50（1975）年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和51（1976）年～昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

## ●国連特別総会「女性2000年会議」

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成12（2000）年にニューヨークで開催された。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。

## ●国際婦人の十年

昭和50（1975）年の第30回国連総会において昭和51（1976）年～昭和60（1985）年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる昭和55（1980）年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和60（1985）年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回女性会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

## ●固定的な性別役割分担意識

男は仕事、女は家庭」などに表されるように、性別によって適切な役割や能力があり、それを分担しあうのが自然だとする固定観念をいう。その時代や地域の慣習・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついている。

性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正などの違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身辺生活の自立を妨げる要因にもなっている。

## ■■ さ行 ■■

### ●参画

「参加」は仲間に加わることであるが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動をいう。

### ●ジェンダー (gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的な性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をいう。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### ●ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

### ●ジェンダー不平等指数 (GII)

国連開発計画 (UNDP) による指標で、女性 1000 人当たり (15~19 歳) の出産数や、立法府における男女の議席割合、女性の就労率などにおける達成度の男女間の不平等を映し出す指標である。値は、0 (女性と男性が完全に平等な場合) ~1 (すべての側面において、男女の一方が他方より不利な状況に置かれている場合) の間の数字で表される。令和元 (2019) 年統計更新では日本の値は 0.099 で世界 162 か国中 23 位。

### ●女子差別撤廃条約

正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざし、昭和 54 (1979) 年 12 月に第 34 回国連総会で採択された。

日本は昭和 55 (1980) 年 7 月に署名し、国籍法や戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、昭和 60 (1985) 年 6 月に批准した。

### ●女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。男女共同参画社会基本法に基づく、女性の職業生活における活躍の推進について定めた法律で、10 年間の時限立法である。平成 27 (2015) 年公布、施行。

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としている。この法律で、一般事業主 (民間事業者)、特定事業者 (国、地方公共団体) は、事業主行動計画を策定、公表することが義務付けられている。(事業主行動計画の策定については、平成 28 年施行。) なお、行動計画の策定については、常時雇用者 300 人以下の民間事業者は努力義務だったが、令和元年の改正で 100 人以下の事業者に努力義務となった。(令和 4 年施行予定。)

## ●女性に対する暴力をなくす運動

毎年 11 月 12 日から「女性に対する暴力撤廃国際日」である 11 月 25 日までの 2 週間を期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係機関との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、全国で実施される。平成 13（2001）年 6 月 5 日、国の男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）が実施を決定した。

## ●ストーカー規制法

正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカー行為に対する規制・罰則と、被害者に対する援助措置を定めた法律。平成 12（2000）年成立、施行。

この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととしている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されている。

平成 25（2013）年、平成 28（2016）年での改正では、うろつき、電子メール等を送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など被害者の関与の強化といった措置が講じられ、またストーカー行為等に係る情報提供の禁止が追加された。

## ●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または、相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかどうかが決め手となる。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、猥褻な写真の掲示などさまざまなものが含まれる。

## ■■ た行 ■■

## ●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう。

## ●男女共同参画週間

男女共同参画基本法が平成 11（1999）年 6 月 23 日に公布・施行されたことから、平成 13（2001）年より毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」と定め、地方公共団体、男女共同参画推進団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事を全国的に実施している。

### ●男女共同参画推進月間

山口県が毎年 10 月を男女共同参画推進月間と定め、県を中心に、県内の市町、男女共同参画推進団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事を実施している。

### ●男女共同参画センター

都道府県、市町村等が自主的に設置している男女共同参画のための総合的な施設。各センターにより機能は異なるが、主に情報提供・啓発活動・相談業務等の実施を行う男女共同参画の拠点施設である。

### ●男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」。

昭和 47（1972）年に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、昭和 60（1985）年に制定された。

募集・採用から定年・退職まで、男女の均等な機会及び待遇の確保を目的とし、働く女性が性別により差別されることなくかつ母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営めるようにすることを基本理念としている。

平成 9（1997）年の改正では採用・昇進・教育訓練等での差別の禁止規定、セクシュアル・ハラスメント防止が、平成 18（2006）年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の義務化が盛り込まれ、平成 28（2016）年の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメントに対する防止措置を義務付ける規定が設けられた。

### ●DV〔ドメスティック・バイオレンス〕（配偶者からの暴力）

配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者の暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

### ●デートDV

恋人間における暴力のことをいう。高校生や大学生などの若い世代の恋人間にも同様の暴力の問題が生じている。

## ■■ な行 ■■

### ●二次的被害

DV の相談や支援等の対応の際に、職務関係者の理解が不十分であったり、不適切な対応を行ったりすることにより、DV 被害者に更なる被害が生じること。

## ■■ は行 ■■

### ●配偶者からの暴力防止と被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力防止と被害者の保護を目的とし、平成 13（2001）年に公布、施行された。通称 DV 防止法。

平成 16（2004）年の改正では、保護命令の拡充が盛り込まれたが、平成 19（2007）年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

平成 25（2013）年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準用することとなった。また、令和元（2019）年の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化され、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。

### ●配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV に関する相談、情報提供、被害者の一時保護・自立支援などを行う DV 防止法に基づく都道府県、市町村の機関。

### ●保護命令

配偶者（元配偶者を含む。）からの暴力で生命・身体に重大な危害を受ける恐れのあるとき、被害者を保護するために DV 防止法に基づき裁判所が出す命令、被害者の申し立てによるもので、接近禁止命令と退去命令とがある。

接近禁止命令は、被害者本人以外に、幼年の子や親族、被害者と社会的に密接な関係にある者も対象とする。直接的暴力に加え、面会の要求、行動の監視、著しく粗野で乱暴な言動、電話・ファクシミリ・電子メールでの連絡、不快で嫌悪感をもたらす物や性的羞恥心を害する文書、凶面の送付などにも制限が加えられる。

### ●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の均等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

## ■■ ら行 ■■

### ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、すべての人、中でも女性が生涯にわたって、自らの身体の健康の保持推進と自己決定を図ることと、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいう。この概念は、平成 6（1994）年の国際人口・開発会議で提唱され、翌年の第4回世界女性会議行動綱領で重要課題として位置づけられた。

## ■■ わ行 ■■

### ●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。



## 第4次下関市男女共同参画基本計画

---

令和3（2021）年2月

発行/下関市

編集/下関市 市民部 人権・男女共同参画課

〒750-8521 下関市南部町 1-1

TEL: (083) 231-7513 FAX: (083) 231-1437

E-mail: smjinken@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

